

# 大山町災害廃棄物処理計画



令和5年3月

大 山 町



# 目 次

第 1 章	災害廃棄物処理計画の概要	1
第 1 節	計画策定の目的と位置づけ	1
1	計画策定の目的	1
2	本計画の位置付け	2
第 2 節	基本的な事項	3
1	対象とする災害	3
2	本計画における被害想定	3
第 2 章	本町の概況	6
第 1 節	災害廃棄物発生量の推計	6
1	対象とする災害廃棄物等	6
2	災害時に発生する廃棄物の発生量	8
第 2 節	廃棄物収集運搬能力	10
1	一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥除く）の収集運搬能力	10
2	し尿及び浄化槽汚泥	11
第 3 節	廃棄物処理施設処理能力	12
1	中間処理施設	12
2	最終処分場	14
第 4 節	災害廃棄物処理方針	15
1	災害廃棄物の処理主体と役割	15
2	災害廃棄物処理の基本方針	16
3	災害廃棄物処理の目標期間	16
第 3 章	災害廃棄物処理対策	17
第 1 節	平時対応	17
1	組織体制・指揮命令系統	17
2	自衛隊・警察・消防との連携協力体制の確立	19
3	県、国との連携協力体制の確立	19
4	他の地方公共団体との連携協力体制の確立	25
5	民間事業者との連携	25
6	ボランティアとの連携	26
7	受援体制	26
8	職員の教育訓練	27

9	し尿処理体制 .....	27
10	避難所ごみ処理体制 .....	28
11	仮置場の選定・確保 .....	29
12	住民等への広報、啓発 .....	35
13	災害廃棄物処理計画の見直し .....	35
第2節	緊急時対応 .....	36
1	災害発生時の初動行動 .....	36
2	担当組織と役割分担 .....	37
3	情報収集・連絡 .....	38
4	協力・支援体制の整備 .....	38
5	生活ごみ処理 .....	39
6	避難所ごみ処理 .....	40
7	し尿処理 .....	42
8	各種相談窓口の設置等 .....	43
9	排出ルールと広報 .....	44
10	災害廃棄物処理実行計画の策定 .....	45
第3節	復旧・復興時対応 .....	46
1	災害廃棄物処理フロー .....	46
2	収集運搬体制 .....	48
3	仮置場の運営管理 .....	52
4	がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去 .....	57
5	分別・処理・再資源化 .....	59
6	最終処分 .....	62
7	有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策 .....	63
8	思い出の品等 .....	67
9	廃棄物処理法の特例制度 .....	68
10	国庫補助金 .....	69
11	緊急時及び復旧・復興時におけるタイムライン .....	71

# 第 1 章 災害廃棄物処理計画の概要

## 第 1 節 計画策定の目的と位置づけ

### 1 計画策定の目的

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、各種自然災害が発生しやすい国土であり、平成 7 年（1995 年）阪神・淡路大震災や平成 23 年（2011 年）東日本大震災、平成 27 年（2015 年）9 月関東・東北豪雨、平成 28 年（2016 年）熊本地震、平成 30 年（2018 年）7 月豪雨、毎年のように多くの災害に見舞われている。

大山町災害廃棄物処理計画は、このような大規模な災害に伴い発生する多量の廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、平時の備え（体制整備等）や災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項をとりまとめたものである。



平成 28 年熊本地震被害状況



平成 28 年熊本地震片付けごみ排出状況



平成 30 年 7 月豪雨被害状況（大洲市）



平成 30 年 7 月豪雨片付けごみ排出状況（倉敷市）

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル

## 2 本計画の位置付け

本計画は、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び中国ブロック大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等を踏まえ、中国ブロック大規模災害時における災害廃棄物対策行動計画、鳥取県災害廃棄物処理計画、大山町地域防災計画等との整合を図り、本町の災害廃棄物処理に関する基本的な考え方を示すものである。非常災害時には、本計画に基づき被害の状況等を速やかに把握するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を行うこととする。

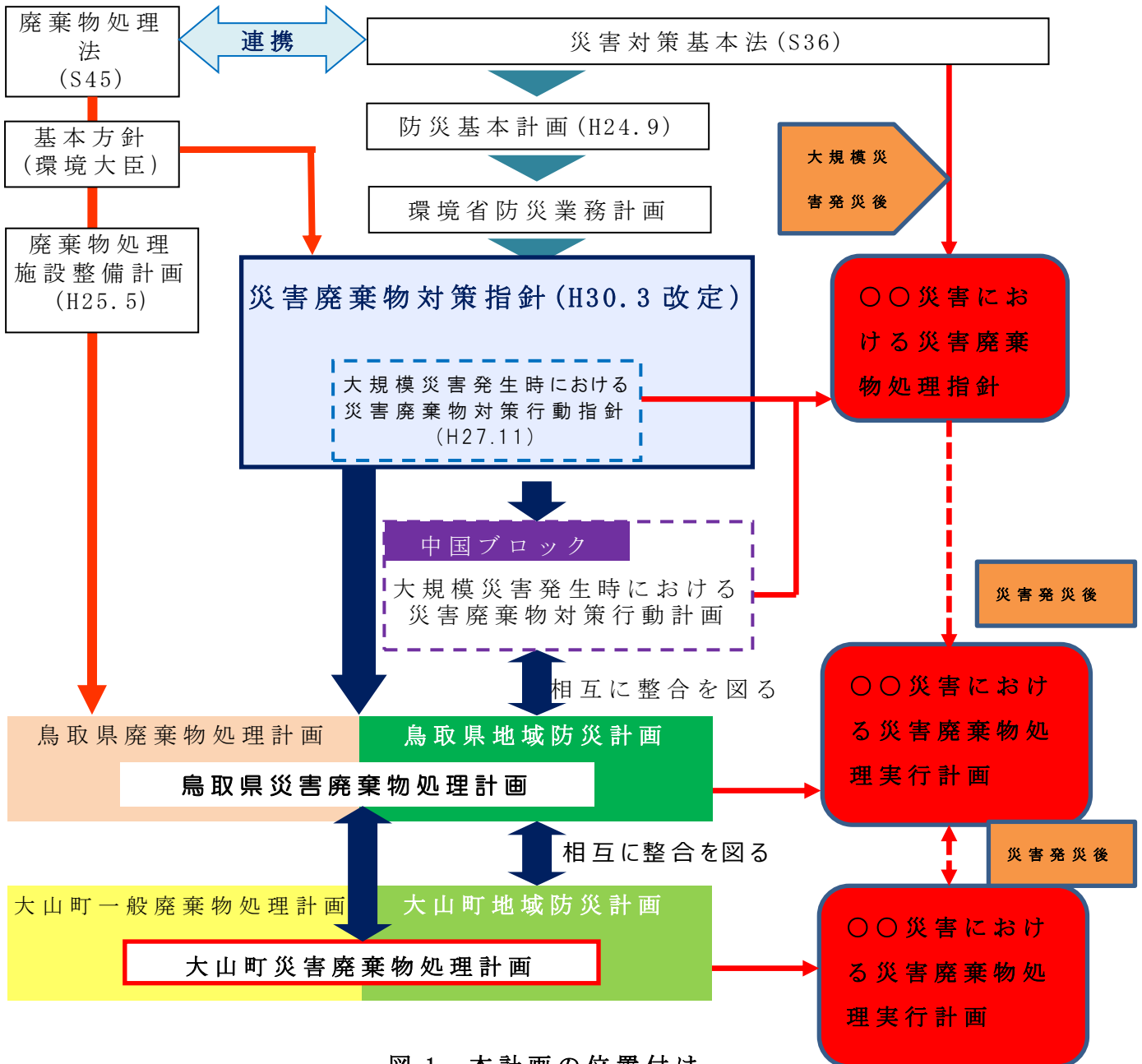


図 1 本計画の位置付け

## 第2節 基本的な事項

### 1 対象とする災害

鳥取県では、2000年（平成12年）に鳥取県西部地震（最大震度6強）、2016年（平成28年）に鳥取県中部地震（最大震度6弱）と規模の大きな地震が過去20年以内に2度発生している。

また、近年豪雨による水害が全国各地で発生しており、町内でも過去に台風や集中豪雨を要因とする洪水被害等が発生しているが、本計画では、県内で想定される最大級の地震災害を対象として計画を策定する。

### 2 本計画における被害想定

#### （1）地震災害

鳥取県災害廃棄物処理計画では、7つの断層において発生する地震災害を対象としている。地震の最大震度については、県地震防災調査研究委員会が平成30年2月にとりまとめた被害想定に基づき鳥取県で想定される最大級の地震に加え、最大想定よりも震度が1ランク小さい場合及び最大想定よりも震度が2ランク小さい場合の、被害想定異なる3つのケースを想定している。

この7つの断層のうち、本町内で建物の全壊及び一部損壊が想定されるのは雨滝・釜戸断層を除く6断層であり、本計画で想定する地震災害は6断層のうち特に被害が大きいと想定される鳥取県西部地震断層及びF55断層の2断層とする。なお、被害想定については県災害廃棄物処理計画と同様、異なる3つのケースとする。

表 1 県災害廃棄物処理計画において対象とする地震（断層）  
及び本計画で想定する地震（断層）

No.	断層の名称	津波 災害	最大震度			本町で建物 被害が想定 されるもの	本計画で 想定する もの
			最大想定	1ランク 下	2ランク 下		
1	倉吉南方の推定 断層	—	7	6強	6弱	○	—
2	鳥取県西部地震 断層	—	7	6強	6弱	○	○
3	雨滝・釜戸断層	—	7	6強	6弱	—	—
4	鹿野・吉岡断層	—	7	6強	6弱	○	—
5	島根県鹿島断層	—	6弱	5強	5弱	○	—
6	F55断層	有	6強	6弱	5強	○	○
7	佐渡島北方沖断 層	有	—	—	—	○	—

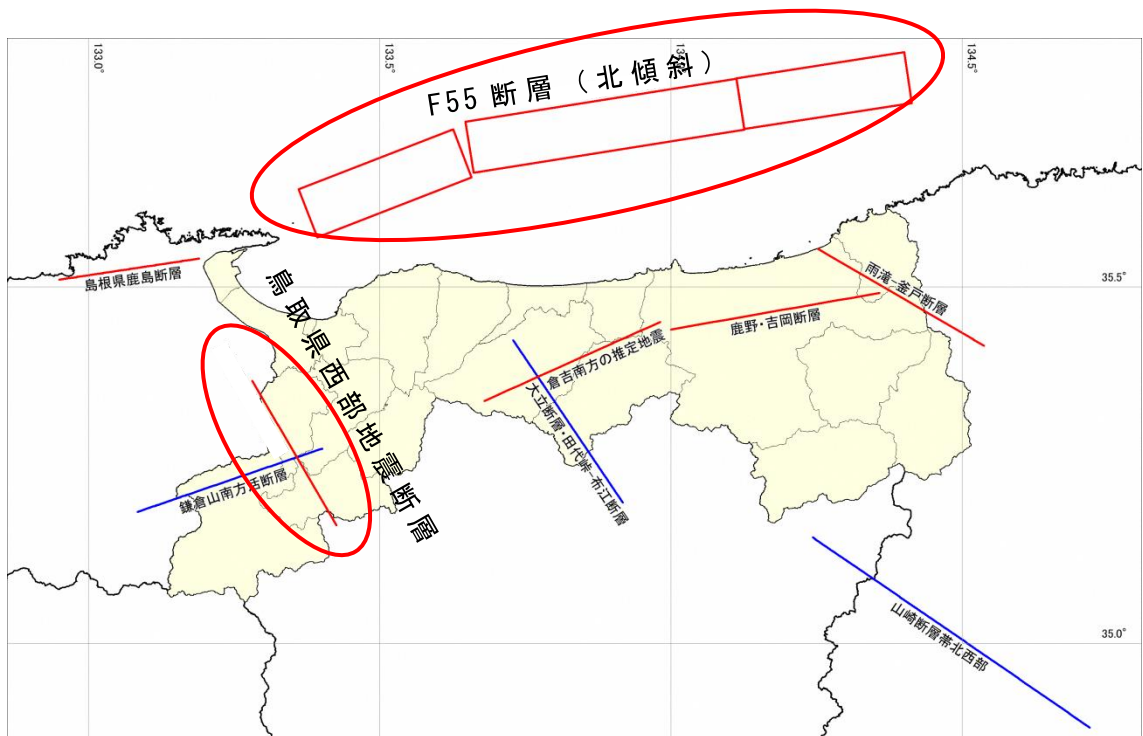


図 2 想定地震の断層位置

出典：「鳥取県地震・津波被害想定検討業務報告書」（平成 29 年 3 月 鳥取県地震防災調査研究委員会）



本町における建物の全壊棟数及び一部損壊棟数のシミュレーション結果は、次のとおりである。

表 2 本町における建物の全壊棟数及び一部損壊棟数

ア 最大想定の場合

断層の名称	最大震度	全壊棟数				一部損壊棟数
		木造	RC造	S造	計	
鳥取県西部地震断層	6弱	5	0	0	5	458
F55断層	6強	290	2	11	303	3,310

イ 1ランク下の場合

断層の名称	最大震度	全壊棟数				一部損壊棟数
		木造	RC造	S造	計	
鳥取県西部地震断層	5強	0	0	0	0	396
F55断層	6弱	10	0	0	10	2,863

ウ 2ランク下の場合

断層の名称	最大震度	全壊棟数				一部損壊棟数
		木造	RC造	S造	計	
鳥取県西部地震断層	5弱	0	0	0	0	334
F55断層	5強	0	0	0	0	2,416

データ提供：鳥取県

## 第2章 本町の概況

### 第1節 災害廃棄物発生量の推計

#### 1 対象とする災害廃棄物等

本計画において対象とする災害廃棄物は、地震災害によって発生する廃棄物等及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物である。  
道路、河川及び農地等の公共施設等から発生する廃棄物の処理については、管理者が行うことを基本とする。

表3 災害時に発生する廃棄物

種類		説明
生活ごみ		家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ		避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
し尿		仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの） 災害に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物	片付けごみ	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出されるもの
	撤去等廃棄物	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出されるもの

出典：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）

このうち、災害廃棄物は、次の種類で構成される。なお、これらは選別後の分類であり、災害時には混合状態で発生する場合が多いことに注意が必要である。

表 4 災害廃棄物の種類

種類	説明
木くず(柱材・角材)	柱・はり・壁材などの廃木材
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
可燃物／ 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
不燃物／ 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂(土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※ <sup>1</sup> 等)などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※ <sup>1</sup> 海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
畳・布団(処理困難物)	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
廃家電(4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
小型家電／ その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物／ 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの町の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石こうボード、廃船舶(災害により被害を受け使用できなくなった船舶)など

出典：災害廃棄物対策指針(平成30年3月 環境省)

## 2 災害時に発生する廃棄物の発生量

本町において想定する災害に伴って発生する災害廃棄物の発生量は、次のとおりである。

### (1) 地震災害による災害廃棄物（解体等廃棄物等）発生量

表5 地震災害による災害廃棄物（解体等廃棄物等）発生量

#### ア 最大想定の場合 (単位：t)

断層の名称	木くず	コンクリート がら	金属 くず	その他 (残材)	津波 堆積物	合計
鳥取県西部	127	147	10	173	0	457
F55断層	7,049	9,519	643	9,339	10,313	36,864

#### イ 1ランク下の場合 (単位：t)

断層の名称	木くず	コンクリート がら	金属 くず	その他 (残材)	津波 堆積物	合計
鳥取県西部	0	0	0	0	0	0
F55断層	241	333	22	317	0	914

#### ウ 2ランク下の場合 (単位：t)

断層の名称	木くず	コンクリート がら	金属 くず	その他 (残材)	津波 堆積物	合計
鳥取県西部	0	0	0	0	0	0
F55断層	0	0	0	0	0	0

注) 端数処理のため、合計が合わないことがある。 データ提供：鳥取県

### (2) 地震災害による災害廃棄物（解体等廃棄物等）要処理量

(1) 地震災害による災害廃棄物（解体等廃棄物等）発生量に、東日本大震災における岩手県での処理実績をもとにした選別率を掛け合わせることで算出した結果（要処理量）は、次のとおりである。

表6 地震災害による災害廃棄物（解体等廃棄物等）要処理量

#### ア 最大想定の場合 (単位：t)

断層の名称	柱材・ 角材	コンクリート	可燃物	金属 くず	不燃物	土砂系	合計
鳥取県西部	19	117	70	10	215	26	457
F55断層	1,057	7,616	3,877	611	14,052	9,652	36,864

#### イ 1ランク下の場合 (単位：t)

断層の名称	柱材・ 角材	コンクリート	可燃物	金属 くず	不燃物	土砂系	合計
鳥取県西部	0	0	0	0	0	0	0
F55断層	36	267	132	21	410	48	914

#### ウ 2ランク下の場合 (単位：t)

断層の名称	柱材・ 角材	コンクリート	可燃物	金属 くず	不燃物	土砂系	合計
鳥取県西部	0	0	0	0	0	0	0
F55断層	0	0	0	0	0	0	0

注) 端数処理のため、合計が合わないことがある。 データ提供：鳥取県

(3) 地震災害による災害廃棄物（片付けごみ）発生量

被害の少ない一部損壊の建物から発生する片付けごみの発生量は、次のとおりである。

表7 地震災害による災害廃棄物（片付けごみ）発生量

ア 最大想定の場合

(単位：t)

断層の名称	瓦	コンクリート がら	石膏 ボード 混合物	可燃性 粗大 ごみ	可燃 ごみ	木くず	不燃性 粗大 ごみ	不燃 ごみ	その他	合計
鳥取県西部	32	21	15	3	1	10	2	5	3	91
F55断層	229	149	105	21	10	70	14	39	21	658

イ 1ランク下の場合

(単位：t)

断層の名称	瓦	コンクリート がら	石膏 ボード 混合物	可燃性 粗大 ごみ	可燃 ごみ	木くず	不燃性 粗大 ごみ	不燃 ごみ	その他	合計
鳥取県西部	27	18	13	2	1	8	2	5	3	79
F55断層	198	128	91	18	9	60	12	33	18	568

ウ 2ランク下の場合

(単位：t)

断層の名称	瓦	コンクリート がら	石膏 ボード 混合物	可燃性 粗大 ごみ	可燃 ごみ	木くず	不燃性 粗大 ごみ	不燃 ごみ	その他	合計
鳥取県西部	23	15	11	2	1	7	1	4	2	66
F55断層	167	108	77	15	8	51	10	28	16	480

注) 端数処理のため、合計が合わないことがある。

データ提供：鳥取県

(4) 名和クリーンセンターにおける災害廃棄物の要処理量

平時から名和クリーンセンターで処理できない可燃物を米子市へ委託しており、地震災害が発生した場合の災害廃棄物を名和クリーンセンターで処理することは不可能であるため、米子市及び民間事業所と協議する必要がある。(その場合であっても災害廃棄物処理の目標期間は、最大震度7の場合3年以内、震度6強の場合2年以内とする。)

## 第2節 廃棄物収集運搬能力

### 1 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥除く）の収集運搬能力

本町における一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）の本町保有収集運搬車両、収集運搬委託車両及び収集運搬業許可車両の収集運搬能力は、次のとおりである。

表8 令和2年度一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）収集運搬能力

#### ア 収集運搬委託車両

車種	積載量	台数
塵芥車	2t	7
	3t	7
ダンプ車	2t	3
	3t	1
脱着装置付コンテナ車	4t	1
雪上車		2
キャブオーバ	1t	1
軽トラ	ダンプ式	4
トラック	4t	3
合計		29

#### イ 収集運搬業許可車両

車種	台数(台)	積載量(t)
塵芥車	21	43.70
ダンプ車	21	60.00
キャブオーバ	39	72.25
脱着装置付コンテナ専用車	20	116.30
計	101	292.25

#### ウ 協定締結団体派遣可能車両（一部収集運搬委託者車両含む）

車種	積載量	台数
塵芥車	2t	11
	3t	7
	3.5t	1
	4t	3
プレス車	2t	3
	8t(脱着式)	1
ダンプ車	2t	6
	3t	1
	8t(脱着式)	2
	8t(ユニック)	1
	8t	1
	10t	2
フックロール	4t	1
バックホー	0.06m <sup>3</sup> (フォーク付)	1
	0.2m <sup>3</sup> (フォーク付)	1
	0.45m <sup>3</sup> (フォーク付)	1
ホイールローダー	0.5m <sup>3</sup>	1
	1.0m <sup>3</sup>	12
	4t	1
アームロール	4t	1
合計		47

## 2 し尿及び浄化槽汚泥

---

(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本町における平時のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、次のとおりである。

表 9 令和 2 年度し尿及び浄化槽汚泥処理量

区分	令和 2 年度処理量 (kl)
	米子浄化場
し尿	1,368
浄化槽汚泥	1,694
合計	3,062

(2) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬能力

本町と協定を締結している団体が保有する収集車両の収集運搬能力は、次のとおりである。

表 10 令和 4 年度し尿及び浄化槽汚泥収集運搬能力

車種	規格	台数 (台) (西部)	積載量 (t)
糞尿車	2 t	10	20
	3 t	0	0
	4 t	11	44
	7 t	1	7
	10 t	0	0
	計		22

### 第3節 廃棄物処理施設処理能力

#### 1 中間処理施設

(1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥除く）

本町の平時における一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）の中間処理施設は、次のとおりである。

表 11 令和2年度におけるごみ中間処理施設

施設の種類		施設名	管理者	運転管理体制
可燃ごみ処理施設		名和クリーンセンター	大山町	直営
		米子市クリーンセンター	米子市	委託
不燃ごみ等処理施設		鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ	鳥取県西部広域行政管理組合	直営・委託
処理委託	発泡スチロール処理施設	民間処理施設	民間事業者	—
	乾電池・蛍光灯等処理施設	民間処理施設	民間事業者	—

ア 名和クリーンセンター

(ア) 施設の所在地

大山町高田 2651-4

(イ) 処理能力及び処理可能量

名和クリーンセンターにおける処理能力は次のとおりであり、平時において処理しきれない可燃ごみについては米子市に委託しており、災害廃棄物を名和クリーンセンターだけで処理することは不可能である。

表 12 名和クリーンセンターにおける処理能力及び処理可能量

処理能力 (t/日)	稼働日数 (日/年)	調整稼働率	処理能力 (t/年)	年間処理量 (t/R2年度)		災害廃棄物処理可能量		
				米子市へ委託	大山町で処理	(t/年)	(t/1.7年)	(t/2.7年)
8	235	0.96	2,150	3,074		0	0	0
				米子市へ委託	1,240			
				大山町で処理	1,834			

(ウ) 施設において想定される震度

名和クリーンセンターにおいて想定される震度は、次のとおりである。  
東日本大震災における一般廃棄物焼却処理施設の被災の調査事例によると、想定震度が5強以下の地域では、施設の停止期間が2週間程度であることから、稼働停止になる可能性がある。

表 13 名和クリーンセンターにおける想定震度

断層の名称	最大震度	名和クリーンセンターにおける震度
鳥取県西部地震断層	7	5強
F55断層	6強	6弱

データ提供：鳥取県



イ 米子市クリーンセンター

(ア) 施設の所在地

米子市河崎 3280-1

(イ) 処理能力及び処理可能量

米子市クリーンセンターにおける処理能力及び災害廃棄物の処理可能量は、次のとおりである。

表 14 米子市クリーンセンターにおける処理能力及び処理可能量

処理能力 (t/日)	稼働日数 (日/年)	調整 稼働率	処理能力 (t/年)	年間処理量 (t/H30年度)		災害廃棄物処理可能量		
						(t/年)	(t/1.7年)	(t/2.7年)
270 <sup>*1</sup>	280	0.96	72,500	55,732		16,500	28,000	44,500
				米子市	45,110			
				日吉津村	1,279			
				大山町 <sup>*2</sup>	1,341			
				境港市	8,002			

<sup>\*1</sup> 90 t / 日 × 3 炉

データ提供：米子市災害廃棄物処理計画

<sup>\*2</sup> 旧中山清掃センター処理相当分

(ウ) 施設において想定される震度

米子市クリーンセンターにおいて想定される震度は、次のとおりである。東日本大震災における一般廃棄物焼却処理施設の被災の調査事例によると、想定震度が5強以下の地域では、施設の停止期間が2週間程度であることから、稼働停止による重大な影響はないと想定される。

表 15 米子市クリーンセンターにおける想定震度

断層の名称	最大震度	米子市クリーンセンターにおける震度
鳥取県西部地震断層	7	5強
F55断層	6強	5強

データ提供：鳥取県

ウ 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ（不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備）

(ア) 施設の所在地

西伯郡伯耆町口別所 630

(イ) 処理能力及び処理可能量

リサイクルプラザ（不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備）における処理能力及び災害廃棄物処理可能量は、次のとおりである。なお、リサイクルプラザは、不燃ごみ・不燃性粗大ごみを破碎・選別し、金属類等を資源化するのが目的であるため、仮置場において破碎選別が行われる場合はリサイクルプラザでの処理量が少なくなることも想定される。

表 16 リサイクルプラザ（不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備）  
処理能力及び処理可能量

処理能力 (t/日)	稼働日数 (日/年)	処理能力 (t/年)	年間処理量 (t/R2年度)		災害廃棄物処理可能量 <sup>*</sup>		
					(t/年)	(t/1.7年)	(t/2.7年)
24.5	235	5,757	3,141		2,600	4,400	7,000
			大山町	247			

<sup>\*</sup> 構成市町村全体の量

エ 処理委託

民間施設については、災害発生後の施設の被害状況及び受入状況を確認し、いつから受入可能かの調整を行う。また、施設内で平時に発生した町の廃棄物を保管している場合は、保管状況についても確認を行う。

(2) 産業廃棄物

民間の産業廃棄物処理施設（焼却施設、がれき類処理施設、木くず処理施設）は、廃コンクリート等の破砕処理に重要な役割を担っており、災害発生後の施設の被害状況及び受入状況を確認し、いつから受入可能かの調整を行う。

(3) し尿及び浄化槽汚泥

本町の平時におけるし尿及び浄化槽汚泥の中間処理施設は、次のとおりである。

表 17 令和 2 年度し尿及び浄化槽汚泥中間処理施設

施設の種類の	施設名	管理者	運転管理体制
し尿処理施設	鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場	鳥取県西部広域行政管理組合	直営

ア 鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場

(ア) 施設の所在地

米子市安倍 213

(イ) 処理能力及び処理可能量

表 18 米子浄化場の処理能力及び処理可能量

処理能力 (k1/日)	稼働日数 (日/年)	処理能力 (k1/年)	年間処理量 (k1/R2 年度)		災害分 処理可能量* (ℓ/日)
145	365	52,925	米子浄化場分	39,865	36,000

\*他市町村分を含む。

(ウ) 処理対象区域 米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町

## 2 最終処分場

平時における中間処理後の一般廃棄物については、鳥取県西部広域行政管理組合が委託している民間の最終処分場において埋立処理を行っている。

表 19 最終処分場

施設の種類の	施設名	管理者
最終処分場	環境プラント工業 一般廃棄物第 2 最終処分場	環境プラント工業(株)

ア 環境プラント工業一般廃棄物第 2 最終処分場

(ア) 施設の所在地

米子市淀江町小波地内

(イ) 計画容量及び埋立残容量

表 20 最終処分場埋立残容量予測（覆土込）

全体計画値 (m <sup>3</sup> )	令和 2 年度末測量値 (m <sup>3</sup> )	埋立残容量 (令和 2 年度末 (m <sup>3</sup> ))
489,657	401,099 (3,994)	88,558

※カッコ内数値は年度埋立量（覆土込）。

## 第4節 災害廃棄物処理方針

### 1 災害廃棄物の処理主体と役割

#### (1) 災害廃棄物の処理主体

災害廃棄物は一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2において、市町村は一般廃棄物の処理について統轄的な責任を有することが定められていることから、災害廃棄物及び生活ごみ、避難所ごみ・し尿の処理は本町が主体的に実施するものである。

ただし、想定する最大級の地震災害が発生し、本町のみでの対応が困難な場合には、必要に応じて鳥取県に災害廃棄物処理の事務を委託する。

なお、次表に掲げるものについては、管理者や所有者等が主体となって処理を行うものとする。

表 21 管理者や所有者等が主体となって処理を行うもの

種類	処理主体
道路、河川、港湾、海岸、農地に堆積している土砂、流木、火山堆積物	各管理者が復旧事業の中で処理する。 <sup>※1</sup>
災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物（被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木等）	事業者責任で処理する。
損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）	原則として所有者が実施する。 <sup>※2</sup>
公共施設や大企業の建物の撤去	管理者の責任で実施する。

<sup>※1</sup>ただし、これらが民地等に堆積し損壊家屋等と混在している場合は、環境省及び鳥取県と協議の上、対応方法について決定する。

<sup>※2</sup>倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる損壊家屋等については、町と損壊家屋等の所有者が協議・調整の上、町が撤去（必要に応じて解体）を実施する場合がある。

出典：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）を基に作成

## 2 災害廃棄物処理の基本方針

本町における災害廃棄物処理の基本方針は、次のとおりとする。

処理においては、道路障害物や倒壊の危険性のある損壊家屋等の撤去（必要に応じて、解体）、有害廃棄物・危険物の回収、腐敗性廃棄物の処理など緊急性の高いものを優先する。

表 22 処理の基本方針

基本方針	内容
1) 公衆衛生の確保	廃棄物処理が滞ることで感染症等健康被害が発生することがないように公衆衛生の確保を最優先とする。
2) 可能な限りの自区域内処理の実行	可能な限り自区域内において災害廃棄物処理に努める。自区域内での処理が困難と判断される場合は、県に支援を要請する。
3) 将来に禍根を残さない適正な処理	無計画、無秩序な災害廃棄物の受入、処理により、仮置場周辺等の生活環境が将来にわたり悪化することがないように、モニタリング等の対策を含め、計画的な処理を行う。
4) 処理に当たったの再資源化・減量化	処理期間、コストに留意しながら、可能な限り再資源化・減量化が図られるよう処理を行う。

参考：県災害廃棄物処理計画（平成 30 年 4 月）

## 3 災害廃棄物処理の目標期間

災害廃棄物の処理の目標期間については、災害規模等に応じて、次を最大の期限とする。なお、発災後、状況に応じて以下の範囲内で具体的な処理目標期間を設定するものとする。

表 23 災害廃棄物処理の目標期間

断層・河川（水系）名	災害規模等	目標 （処理上の最大期限）
鳥取県西部地震断層	最大震度 6 弱 の地震	1 年
F55 断層	最大震度 6 強 の地震	2 年

参考：県災害廃棄物処理計画（平成 30 年 4 月）

# 第3章 災害廃棄物処理対策

## 第1節 平時対応

### 1 組織体制・指揮命令系統

本町の災害対策本部のうち、災害廃棄物及び生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理については、住民対策部民生班が中心的な役割を担うので、予め、役割等を決めておく。なお、発災時には仮置場の設置、撤去、原状回復などにおいて、建設工事を伴う場合があることから、設計、積算、現場監督等土木工事の経験を有する職員や契約・補助金事務の担う職員の確保が必要になる。

そのため、発災後は被災状況に応じて、土木・建築系。財務系職員を確保し、速やかに業務発注等に対応可能な体制を構築する。

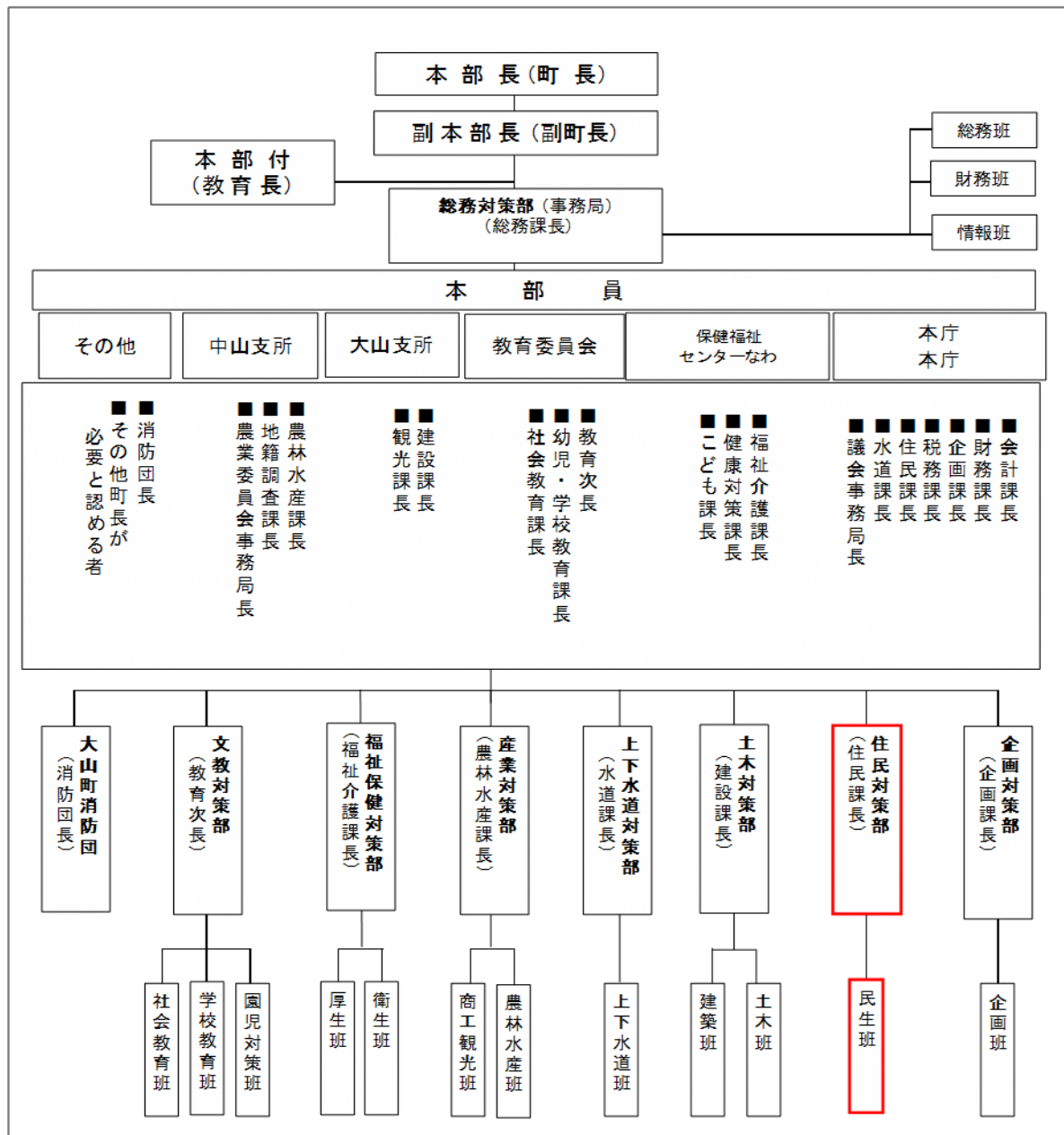


図3 大山町地域防災計画における本部組織図

出典：大山町地域防災計画

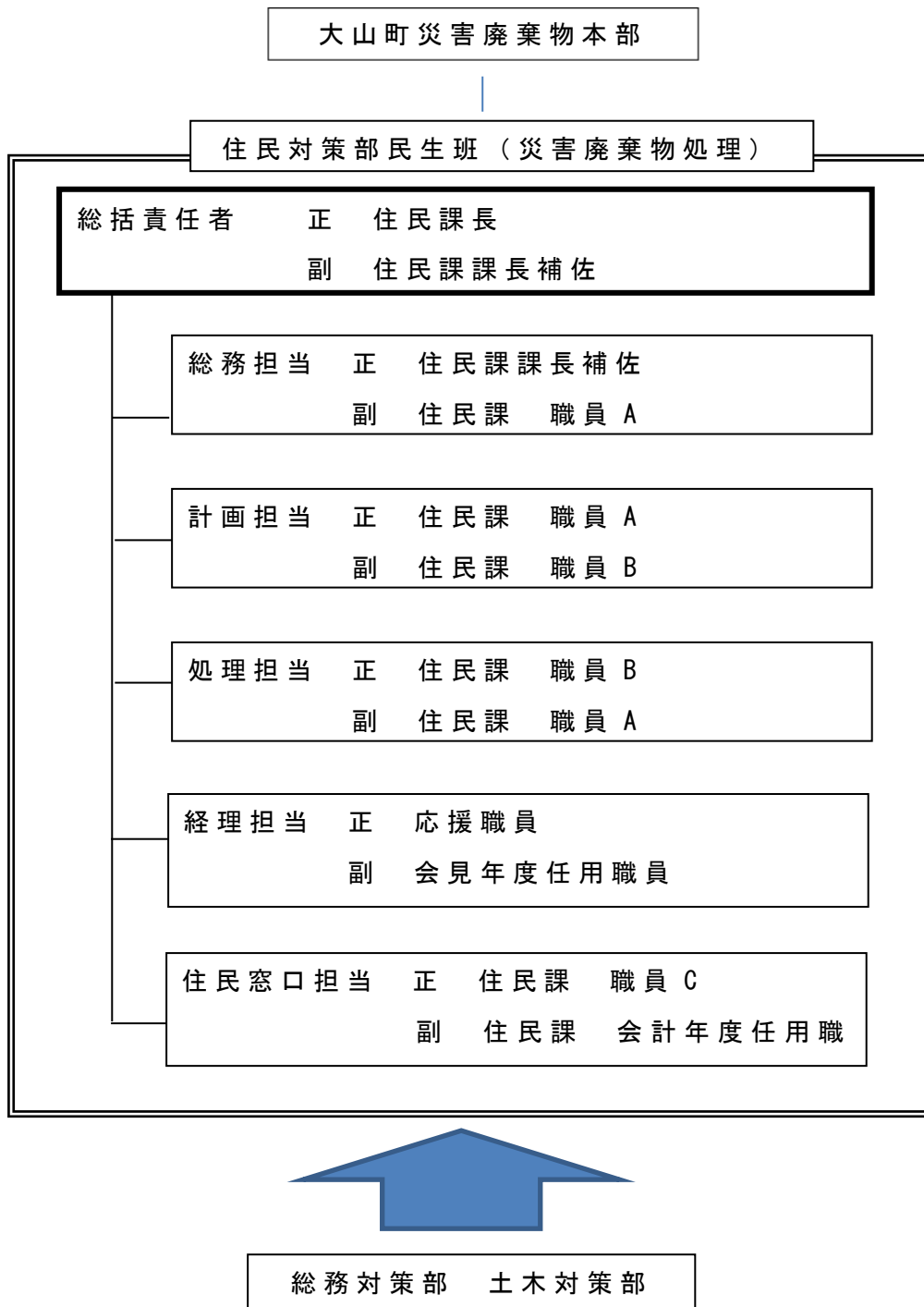


図 4 災害廃棄物処理に係る組織体制

## 2 自衛隊・警察・消防との連携協力体制の確立

発災初動期においては、町はまず人命救助を優先しなければならない。迅速な人命救助のために、本町地域防災計画に基づき、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物を撤去等する必要がある。

なお、人命救助やライフライン復旧には、自衛隊や警察、消防、道路部局等、さまざまな部局等が関係するため、情報の一元化の観点から町災害対策本部各対策部各班と調整する。また、自衛隊等が災害廃棄物を被災家屋等から搬出する場合、分別ルールを双方で確認しておく。

### 事前に調整しておく自衛隊・警察・消防との連携に当たっての具体的な事項

#### 【発災初動期の留意事項】

- ・ 災害廃棄物の撤去
- ・ 思い出の品の保管
- ・ 貴重品の搬送・保管
- ・ 不法投棄の防止
- ・ 二次災害の防止

#### 【災害応急時の対応事項】

- ・ 放置車両等により道路が通行できないことも想定されるため、自衛隊・警察・消防等に収集運搬ルートを示し、協力が得られる体制を確保する。
- ・ 災害廃棄物等を撤去する際には、石綿や硫酸などの有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、町はその旨を自衛隊・警察・消防等へ伝えるところとともに安全確保に努める。
- ・ 有害物質のハザードマップを用いて、関係者へ有害物質の保管場所を周知するとともに、優先的な回収・処理を心がけ、二次災害の防止に努める。

#### 【災害復旧・復興時の対応事項】

- ・ 廃棄物の搬出に当たって、分別ルールを確認しておく。

出典：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）

## 3 県、国との連携協力体制の確立

災害廃棄物処理に当たっては、本町が主体となり自区内処理を行うことが基本となるが、被災状況や災害廃棄物の発生量により自区内での処理が困難な場合が想定される。鳥取県災害廃棄物処理計画において、被災市町村での処理が困難な場合は、近隣市町村や民間の既存施設を活用して地域間の連携により県内処理を目指すとしており、その際は県が主催する「災害廃棄物処理対策協議会」において県が主体となって受入調整が行われることになる。そのため、自区内での処理が困難な場合を想定し、鳥取県との支援体制の構築を図る。

### 災害廃棄物処理対策協議会

#### 【構成】

- 県災害廃棄物対策チーム（事務局）
- 市町村・事務組合等廃棄物担当課
- 災害廃棄物処理協定締結団体

#### 【役割】

- 処理体制の構築、役割分担の整理、廃棄物の受入調整

なお、県内の地域区分は、平時のごみ処理体制に基づき、次の表に示す。

表 24 県内の地域区分

地域区分	構成市町村
東部	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
中部	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
西部	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町



(1) 最大想定時の県内の組織体制

最大想定時の災害廃棄物の量は、全半壊家屋の解体撤去に伴って発生するがれき等を中心に、通常年間に町が処理する一般廃棄物の約12倍に相当する膨大な量が発生することが見込まれる。さらに、災害がれき等は日常、町が処理を行うことがない性質の廃棄物であり、また広範囲にわたり発生することを踏まえ、迅速な処理及び復興に向け、県に災害廃棄物処理の事務を委託することを想定した体制づくりを基本とする。

なお、町が県に災害廃棄物処理の事務を委託するには、地方自治法第252条の14の規定に基づき、県及び本町のそれぞれの議会の議決を得て規約を定めて行う必要がある。事務委託に関する事務の円滑化の観点から、県災害廃棄物処理計画の巻末資料「災害廃棄物処理の事務の委託に関する規約」案を参考に、処理体制の整備を図る。

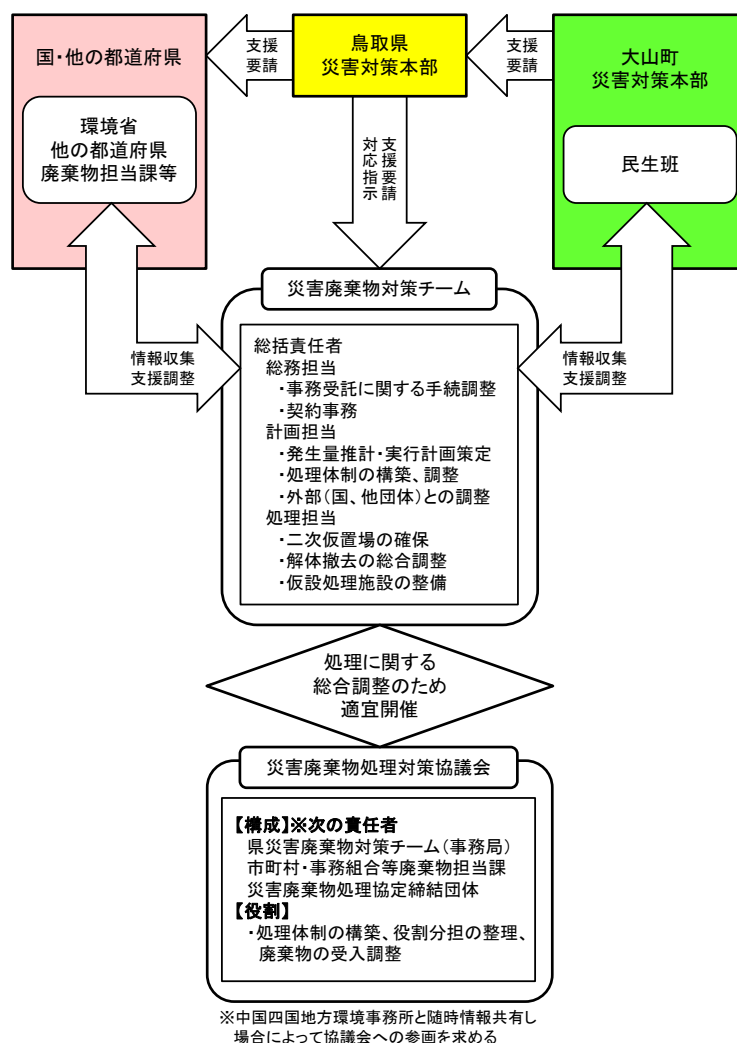


図 5 震度 7 発生時（最大想定時）の県内の組織体制

出典：県災害廃棄物処理基本計画（平成 30 年 4 月）に加筆



(2) 最大想定以外の災害時の県内の組織体制

「災害廃棄物処理対策協議会」は最大想定以外の災害時においても県（循環型社会推進課）が事務局機能を担い、運営される。

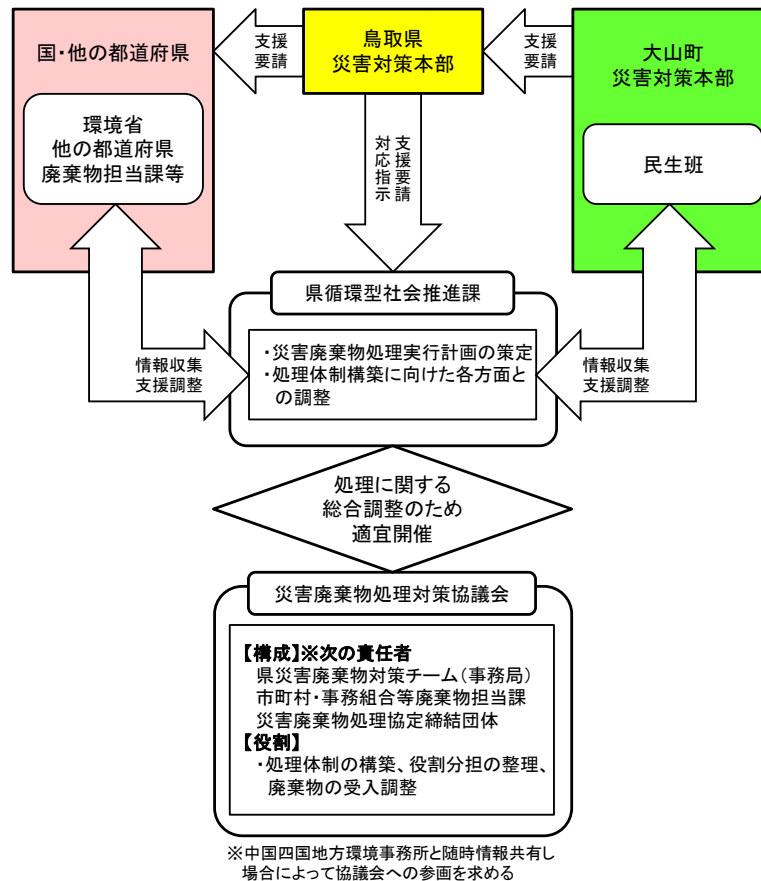


図 6 最大想定時以外の県内の組織体制

出典：県災害廃棄物処理基本計画（平成 30 年 4 月）に加筆

(3) 専門家等の協力支援体制

災害廃棄物は、通常時に取扱う一般廃棄物とは性状や量も異なるため、通常の一般廃棄物処理体制では対応が困難となる。

このため、専門的な技術・知見を有する者等も含む支援体制の確保に当たっては国が構築した人的な支援ネットワークである D-Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)、災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員が被災地を支援する災害廃棄物処理支援制度(人材バンク制度)等を鳥取県を通じて要請し、活用する。

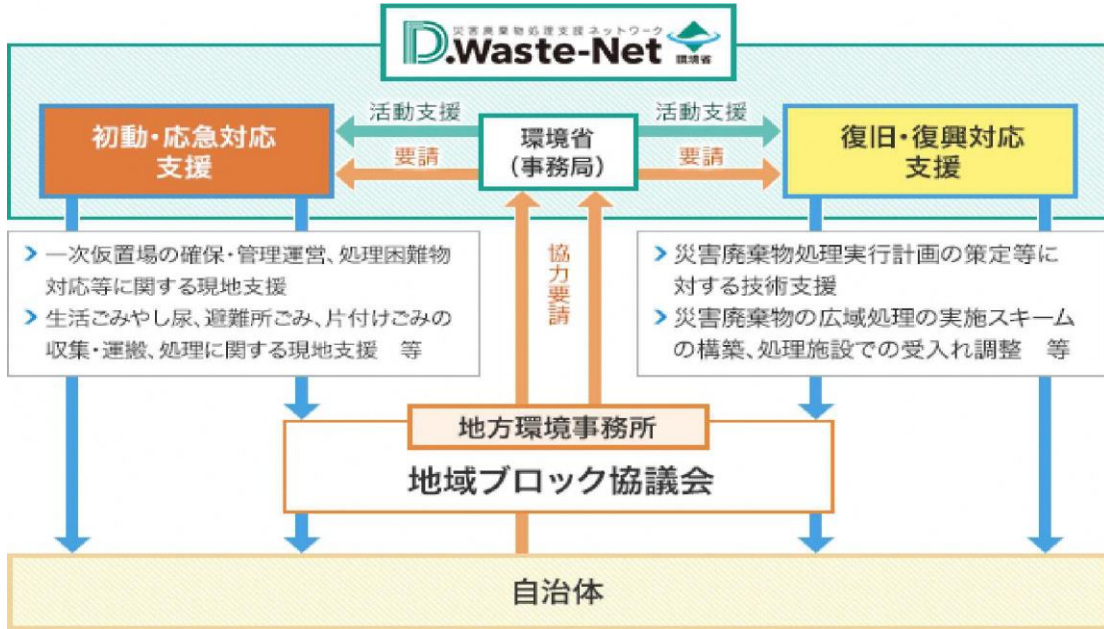
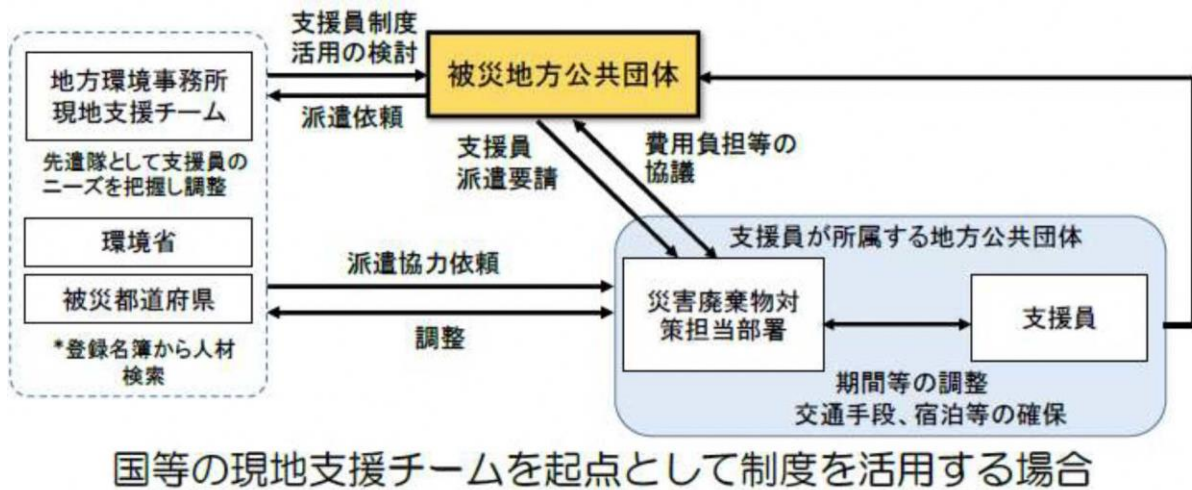


図 7 D.Waste-Net の災害時の支援の仕組み

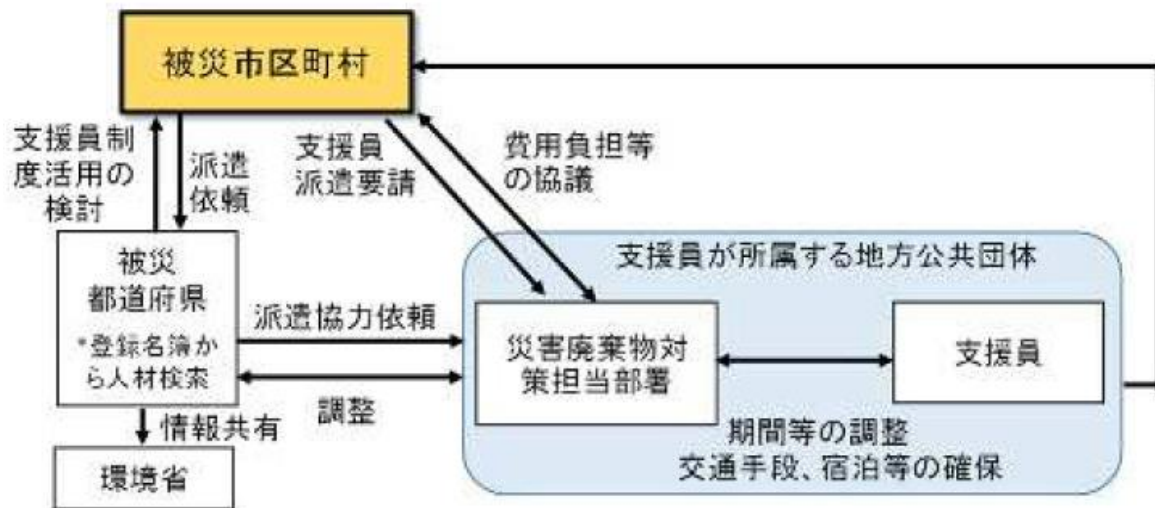
出典：環境省 災害廃棄物対策情報サイト D.Waste-Net



国等の現地支援チームを起点として制度を活用する場合

図 8 人材バンク制度の仕組み(1)

出典：環境省 災害廃棄物対策情報サイト 災害廃棄物処理支援制度(人材バンク)



## 被災都道府県内で制度を活用する場合

図 9 人材バンク制度の仕組み (2)

出典：環境省 災害廃棄物対策情報サイト 災害廃棄物処理支援制度（人材バンク）

(4) 県外の広域支援体制

県内の既存施設で処理できない場合は、県外で広域処理を実施する。  
 災害廃棄物対策中国ブロック協議会では、行動計画において広域連携体制や体制確立の基本的な流れについて定めている。  
 ブロック内での処理については、町の要請に基づき、県が中国ブロックの広域支援本部と連携を図りながら調整を行う。

ブロック内における災害廃棄物処理支援体制

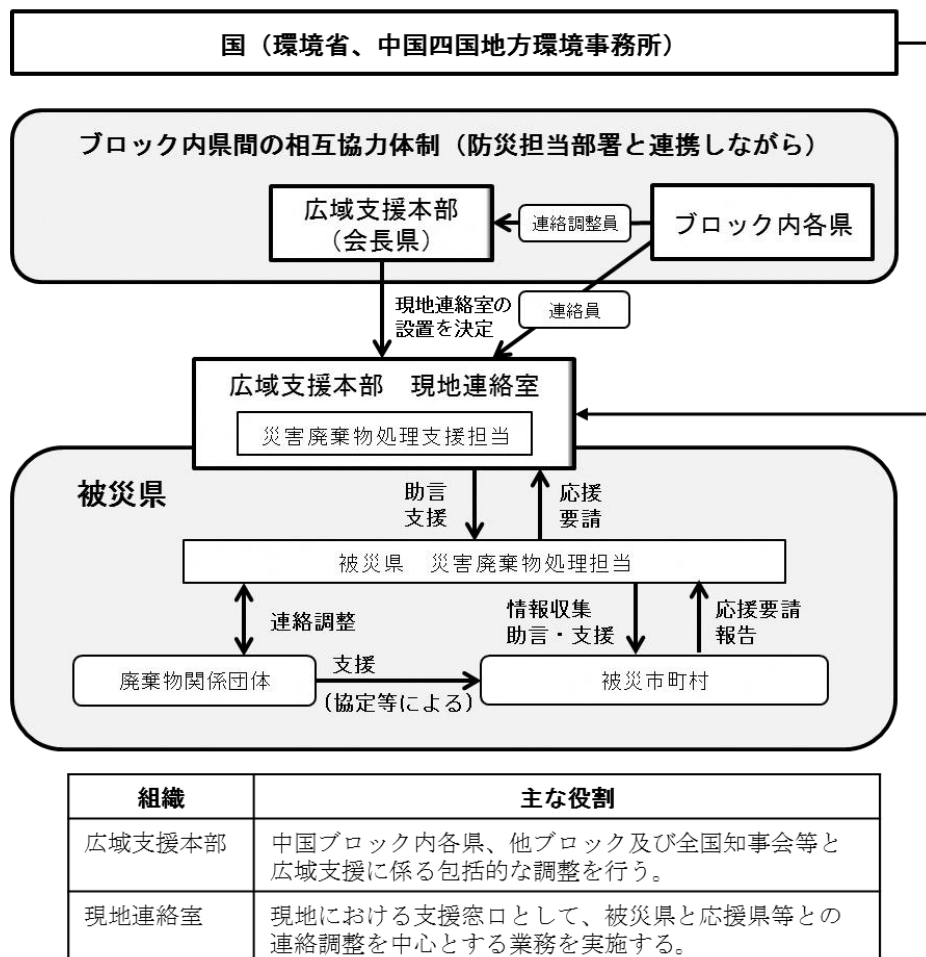


図 10 中国ブロック内における災害廃棄物処理支援体制

出典：鳥取県災害廃棄物処理計画

## 4 他の地方公共団体との連携協力体制の確立

大規模災害発生時には、基本的に県が「災害廃棄物処理対策協議会」において他の市町村や民間事業者等との調整を行うこととなるが、本町で平時に発生する一般廃棄物のうち、不燃ごみやし尿等については鳥取県西部広域行政管理組合で処理していること、また、本町の焼却施設である名和クリーンセンターから、平時より災害廃棄物処理について米子市及び鳥取県西部広域行政管理組合と受け入れについての調整をする。

### (1) 鳥取県西部広域行政管理組合

平時に本町が鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザで処理を行っている一般廃棄物の区分は、次のとおりである。

表 25 平時にリサイクルプラザで処理を行っている一般廃棄物

種別	分別区分
不燃・不燃粗大ごみ	不燃ごみ 不燃粗大ごみ
資源物 (再生資源ごみ)	缶・びん類 ペットボトル 牛乳パック 再利用びん 古紙類 紙製容器包装

また、町内で発生するし尿及び浄化槽汚泥は鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場で処理している。

### (2) 米子市

平時に本町で焼却しきれない可燃ごみを米子市クリーンセンターに持ち込んでいるため、災害発生時には、可燃ごみのうち優先処理する種類や持込可能量等について米子市と協議を行う必要がある。

表 26 大山町における令和2年度の可燃ごみ発生量

R2年度処理量 (t)		割合 (%) <sup>※1</sup>	
		3,074	100
内訳	名和クリーンセンター	1,834	60
	米子市へ処理委託	1,240	40

## 5 民間事業者との連携

平時から災害時の協定締結団体等の支援内容を確認し、今後、具体的な支援要請手続等を定め、関係者間での共有に努める。仮置場をはじめ必要資機材及びオペレーターの確保を図るため、大山町建設業協議会、レンタル事業団体等と災害支援協定を締結する。また、町内廃棄物収集委託業者とあらかじめ災害時の収集運搬車両や収集ルート等対応を検討しておく。また、災害廃棄物等に関する相談窓口を設置する場合もあるため、派遣会社等とも協定を結んでおく。本町及び米子市の処理能力を超える災害（震度5強～6弱相当以上の災害）が発生した場合に円滑に關係業界の支援を得るためには団体との調整が必要となるが、県災害廃棄物処理計画において、県主導で設置される「災害廃棄物処理対策協議会」において県がその調整を行うこととされていることから、県に対して支援要請の確認をしておく。

表 27 災害廃棄物処理に関する協定一覧

協定書名	相手方	鳥取県	本町
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	(一社)鳥取県産業資源循環協会 旧(一社)鳥取県産業廃棄物協会)	H18.10.27	H27.7.8
地震等大規模災害時における災害生活ごみの収集運搬の協力に関する協定	鳥取県清掃事業(協)	H18.10.27	
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	鳥取県清掃事業(協)		H27.7.8
地震等大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定	鳥取県環境整備事業(協)	H18.10.27	
大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定	鳥取県環境整備事業(協)		H29.7.21
地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等の協力に関する協定	鳥取県解体工事業(協)	H18.10.27	
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	鳥取県リサイクル(協)	H28.3.11	
緊急事態発生時における災害廃棄物処理に関する協定	三光株式会社		R2.6.26
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	山陰資源適正化処理協議会	R3.4.14	

## 6 ボランティアとの連携

災害時においては、被災家屋の片づけや宅地内に侵入した汚泥、土砂混じりがれき等の撤去等にボランティアが関わることを想定されるため、ボランティアへの周知事項(排出方法や分別ルール等)を記載したチラシを作成するなど、大山町社会福祉協議会と連携して取り組む。

## 7 受援体制

災害の規模、建物や施設の被災状況、組織体制の人員不足等によっては国、県を始め、関係機関、ボランティアセンター、派遣会社等から支援を必要とする場合もあることから、支援者に対する明確な依頼、指示を行う必要があり、その内容や配慮事項について整理しておく。



表 28 災害廃棄物処理に関する支援内容と受援準備

支援者	支援内容	受援準備
自治体職員	・ 仮置場の管理運営（受付、分別指示等）	・ 分別品目や分別配置を示すチラシ等 ・ 禁止事項の確認
	・ 廃棄物の収集運搬（生活ごみ、災害ごみ）	・ 収集の分担範囲決定、ルート図 ・ 駐車場、給油所、洗車場
	・ 事務処理業務	・ 依頼業務の内容を明確にする。
収集運搬業者	・ 廃棄物の収集運搬（生活ごみ、災害ごみ）	・ 収集の分担範囲決定、ルート図 ・ 駐車場、給油所、洗車場
専門家 (D.Waste-Net 等)	・ 廃棄物発生場所や仮置場の調査	・ 廃棄物発生場所や仮置場の地図 ・ 仮置場のレイアウト ・ 仮置場の管理体制
	・ 仮置場の管理運営に関する助言	
	・ 廃棄物発生量推計に関する助言	
ボランティア	・ 被災家屋等からのごみや土砂の撤去	・ 排出時の分別ルールを示すチラシ等
	・ 仮置場での荷下ろし、分別の補助	・ 分別品目や分別配置を示すチラシ等

出典：令和 2 年度大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル（中国地方）業務報告書

## 8 職員の教育訓練

災害後の初動対応を迅速かつ確実に実施できるよう、関係部署との連携体制の確認を行うとともに、町総合防災訓練等において、災害廃棄物対策の訓練を行う。また、県、市町村・関係団体等が参加する研修会等に積極的に参加し、災害廃棄物の基礎知識や必要な対応行動を習得する。

## 9 し尿処理体制

災害時の初期段階には、断水等により下水道は使用不能になることや避難所に多くの避難者が集まり使用可能なトイレ数が不足することが想定されるため、最大想定地震発生時に開設される避難所において発生するし尿の量及び仮設トイレの必要設置数および備蓄状況は、次のとおりである。なお、仮設トイレの設置及び維持管理は大山町地域防災計画に基づき、住民対策部民生班で行う。

表 29 し尿発生量及び仮設トイレ必要設置基数

断層の名称	し尿発生量(ℓ/日)	仮設トイレ必要設置数(基)
鳥取県西部	39	< 1
F55断層	1,675	13

データ提供：鳥取県

仮設トイレの備蓄状況（令和3年3月31日現在）

種類（処理方法）	備蓄状況
仮設トイレ	県備蓄 47基

簡易トイレの備蓄状況（令和3年4月1日現在）

種類（処理方法）		備蓄状況
簡易トイレ	折畳式簡易トイレ （パック式セット）	県連携備蓄 トイレ本体 568セット （うち町保管分16セット） 収集袋及び凝固剤 142,000袋（うち町保管分 1,600袋）
	非常用簡易トイレ（便を用便 箱へ収納（凝固させない））タ イプ	町独自備蓄 1台 トイレ用便座 10セット 排便収納袋 6セット

## 10 避難所ごみ処理体制

災害発生時には、町災害対策本部住民対策部民生班において、避難所の開設状況及び各避難所の避難者数を把握した上で発生するごみの量を推計し、あらかじめ処理体制を構築する。

なお、最大想定地震発生時に開設される避難所への避難者数及び発生する1日あたりのごみの量は次のとおりである。

表 30 避難者数及びごみ発生量

断層の名称	避難者数（人）	避難所ごみ発生量（t/日）
鳥取県西部	23	< 1
F55断層	985	1

データ提供：鳥取県



## 1 1 仮置場の選定・確保

大規模な自然災害が発生した時、様々な廃棄物が一度に大量発生する。家屋近隣に膨大な量の廃棄物が置かれはじめ、悪臭、害虫、粉塵の発生等、生活環境の衛生面が悪化する事態を招く。このような事態を避け、生活環境の確保・早期復旧を行うためには、速やかに仮置場が必要である。本町において、災害廃棄物の大量発生が見込まれる場合には、速やかに仮置場を設置し、生活環境の確保・早期復旧を図っていくこととする。また、災害廃棄物だけでなく、道路啓開や倒壊建築物の撤去等での土砂やがれき類の一時保管場所として、仮置場の設置が必要となる。そのため、平時から、仮置場候補地の選定を行い、土地管理者に相談、協議を行い、仮置場候補地リストを作成しておく。作成後は、定期的に情報収集を行い、必要に応じて、仮置場候補地の選定替えをする。

### (1) 仮置場の呼称と定義

鳥取県及び本町で定義する仮置場の呼称と定義は、次のとおりである。

表 31 仮置場の呼称と定義

呼称	定義
住民用仮置場	被災した住民が片付けごみ等を自己搬入する仮置場。発災後速やかに、被災地に近い公有地等に設置し、数か月間に限定して受け入れる。
一次仮置場	被災した建物や津波堆積物等の災害廃棄物を搬入し、粗選別や、二次仮置場での処理を行うまでの間の保管等を行う。
二次仮置場	一次仮置場で処理した災害廃棄物を搬入し、焼却施設や最終処分場等の受入先に搬入するための破碎・選別や保管等を行う。

出典：県災害廃棄物処理基本計画（平成 30 年 4 月）

災害の規模や確保可能な面積等に応じて、一次仮置場のみの場合や、住民用仮置場と一次仮置場、一次仮置場と二次仮置場を一体に運用するなど臨機応変に対応する。

なお、仮置場は処理主体である町が設置することが基本であるが、県への事務委託が行われる場合は、県において二次仮置場を設置・運営される場合がある。

### (2) 一次仮置場の必要面積地震災害

想定する地震災害による一次仮置場の必要面積は、次のとおりである。

表 32 一次仮置場の必要面積

断層の名称	一次仮置場の必要面積（単位：ha）		
	最大想定	1 ランク下の 場合	2 ランク下の 場合
鳥取県西部地震断層	0.20	<0.20	<0.20
F55 断層	1.22	0.20	0.20

データ提供：鳥取県

(3) 仮置場の選定

仮置場選定のポイントは、次のとおりである。

表 33 仮置場選定のポイント

呼称	選定のポイント
住民用仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者が避難所生活中の場合においても、被災家屋の片付けを行うことが考えられることから、速やかに設定する必要がある。</li> <li>・被災地内の住区基幹公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定する。</li> <li>・一時仮置場や処理施設への運搬を考慮して、パッカー車やダンプトラック等の出入口の設定を行う必要がある。</li> <li>・住民やボランティアによる持ち込みがなされることから、住民用仮置場の場所や分別方法については、災害初動時に周知する必要がある。</li> <li>・津波・水害倒壊ごみ、家屋ごみ等が発生している地域については、原則として一次仮置場へ集積することが望ましい。しかし、一次仮置場での分別や被災地の対応状況に応じて、アクセスを考慮して住民用仮置場を整備することも検討する。</li> <li>・住民用仮置場での分別については、初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した「災害廃棄物早見表」を配布・共有しておくが良い。</li> </ul>
一次・二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次災害の恐れのない場所が望ましい。</li> <li>・災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とする。これまでの大規模災害の事例では、復興の関係から1年程度で全ての対象廃棄物を集め、3年程度で全ての処理を終えることを想定している。</li> <li>・災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルート等を想定、考慮する。処理施設や処分場へ海上輸送する可能性がある場合は、積出基地（大型船がつけられる岸壁）を想定し、近くに選定した方が良い。</li> <li>・搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。</li> <li>・集積所の選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、所有者・跡地利用、関連重機や車両のアクセス性やワーカビリティ、最低限の防火・消火用水（確保できない場合は散水機械）、仮設処理施設の電力確保の可能性等を考慮する。</li> <li>・選定においては、公有地の遊休地、未利用地、公園、駐車場、埋立地、埋立跡地等を利用できるのが望ましい。都市計画法第6条に基づく調査で整備された「土地利用状況図」が当該市町村及び都道府県に保管されているので、それを参考に他部局との利用調整を図った上で選定作業を行う。</li> <li>・グラウンドや海水浴場等を使用した場合は、後日ガラス片等を取り除く対応が必要なる場合がある。また、特に市有地の場合、二次汚染を防止するための対策と原状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。</li> </ul>

出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会）

(4) 仮置場の確保

仮置場は、町有地を確保するのが基本であるが、町有地のみで必要面積を確保するのが困難な場合は、次のものから検討する。

表 34 災害廃棄物の仮置場候補地の対象として考えられるもの

所有者	土地・空地等の種類
町	遊休地・造成地、広場・公園、運動公園等
県	遊休地・造成地、広場・公園、運動公園等
国	未利用国有地情報提供リスト（財務局から提供されているもの）
民間	ゴルフ場、大規模駐車場、空地等

出典：大規模災害発生時における中国ブロック災害廃棄物対策行動計画  
（平成 30 年 3 月 災害廃棄物対策中国ブロック協議会）

(5) 候補地の優先順位付け

ア 仮置場候補地の優先順位付け

大規模災害が発生した時の仮置場の選定基準は次のとおりとする。

表 35 仮置場候補地選定項目

項目	条件	理由	
所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公有地（市町村有地，県有地，国有地）がよい。</li> <li>・ 地域住民との関係性が良好である。</li> <li>・ （私有地の場合）地権者の数が少ない。</li> </ul>	災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。	
面積	一次仮置場	・ 広いほどよい。（3,000㎡は必要）	適正な分別のため
	二次仮置場	・ 10ha以上である。	仮設処理施設等を併設するため。
周辺の土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅地でない方がよい。</li> <li>・ 病院，福祉施設，学校等がない方がよい。</li> <li>・ 企業活動や漁業等の住民の生業の妨げにならない方がよい。</li> </ul>	粉塵，騒音，振動等の影響があるため。	
土地利用の規制	・ 法律等により土地の利用が規制されていない。	粉塵，騒音，振動等の影響があるため。	
前面道路幅	・ 6 m以上が良い。	大型トラックが通行するため。	
輸送ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高速道路のインターチェンジから近い方がよい。</li> <li>・ 緊急輸送路に近い方がよい。</li> <li>・ 鉄道貨物駅，港湾が近くにある方がよい。</li> </ul>	災害廃棄物を搬送する際に，一般道の近隣住民への騒音や粉塵等の影響を軽減させるため。 広域搬送を行う際に，効率的に災害廃棄物を搬送するため。	
土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起伏のない平坦地が望ましい。</li> <li>・ 変則形状である土地を避ける。</li> </ul>	廃棄物の崩落を防ぐため。 車両の切り返し，レイアウトの変更が難しいため。	
土地の基盤整備の状況	・ 地盤が硬い方がよい。	地盤沈下が起こりやすいため。	
	・ アスファルト敷きの方がよい。	土壌汚染しにくい，ガラスが混じりにくいため。	
設備	・ 暗渠排水管が存在しない方がよい。	災害廃棄物の重量により，暗渠排水管が破損する可能性が高いため。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火用の水を確保できる方がよい。</li> <li>・ 電力を確保できる方がよい。</li> </ul>	仮置場で火災が発生する可能性があるため。 水が確保できれば，夏場はミストにして作業員の熱中症対策にも活用可能。 破砕分別処理の機器に電気が必要であるため。	
被災考慮	・ 各種災害（津波，洪水，土石流等）の被災エリアでない方がよい。	迅速に用地を確保する必要があるため。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川敷は避けるべきである。</li> <li>・ 水につきやすい場所は避ける方がよい。</li> </ul>	梅雨に増水の影響を受けるため。 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防止するため。	
地域防災計画での位置付け有無	・ 仮設住宅，避難所等に指定されていない方がよい。	当該機能として利用されている時期は，仮置場として利用できないため。	
	・ 道路啓開の優先順位を考慮する。	早期に復旧される運搬ルートを活用するため。	

出典：中四国ブロック災害廃棄物対策協議会資料を基に作成

イ 候補地選定の考え方

前述の選定基準を踏まえ、仮置場候補地を選定する。候補地の選定は、あらかじめ、順位付けを行っておく。順位付けは、下記の仮置場選定チェックリストを用いて行う。仮置場の候補地選定にあたっては、「①発災前の留意点」に関して、チェックを行い、チェック数が多い仮置場から優先順位を付けていく。

実際に、災害が発生した際には、「②発災後の留意点」について、チェックを行い、仮置場の選定を行う。

表 36 仮置場選定チェックリスト

区分	項目	条件	判定
① 発災前 の 留意点	立地条件	(1) 河川敷ではない。	
	前面道路幅	(2) 前面道路幅が 6 m 以上ある。	
	所有者	(3) 公有地（市町村有地，県有地，国有地）である。	
		(4) 地域住民との関係性が良好な土地である。	
		(5)（私有地の場合）地権者の数が少ない土地である。	
	面積	(6) 面積が十分にある。（二次仮置場は 10ha 以上）	
	周辺の土地利用	(7) 周辺が住宅地ではない。	
		(8) 周辺が病院，福祉施設，学校等ではない。	
		(9) 企業活動や漁業等の住民の生業の妨げにならない場所である。	
	土地利用の規制	(10) 法律等により土地の利用が規制されていない。	
	輸送ルート	(11) 高速道路のインターチェンジから近い。	
		(12) 緊急輸送路に近い。	
		(13) 鉄道貨物駅，港湾が近くにある。	
	土地の形状	(14) 起伏のない平坦地である。	
(15) 変則形状の土地ではない。			
土地の基盤整備の状況	(16) 地盤が硬い。		
	(17) アスファルト敷きである。		
	(18) 暗渠排水管が存在していない。		
設備	(19) 消火用の水を確保できる場所である。		
	(20) 電力を確保できる場所である。		
被災考慮	(21) 各種災害（津波，洪水，土石流等）の被災エリアではない。		
地域防災計画での位置付け	(22) 地域防災計画で応急仮設住宅，避難所等に指定されていない。		
	(23) 道路啓開の順位が高い。		
の② 発災後 の 留意点	仮置場の配置	(24) 仮置場の偏在を避け，仮置場を分散して配置する。	
	被災地との距離	(25) 被災地の近くにある。	

出典：中四国ブロック災害廃棄物対策協議会資料を基に作成

(6) 候補地のリスト作成

次のように順位付けの作業を行い、合計チェック数を点数化し、点数の高い候補地から順位を付け。候補地リストを作成する。

リスト作成当初は、土地所有者等との協議、調整はできていないが、内部資料として取りまとめ、優先順位の高いところから、順次土地所有者等と協議・調整を進めていく。

表 37 一次・二次仮置場選定順位付け方法

候補地名 / 所在地	① 発災前の留意点											点数 (○の数)	発災前の優先順位	② 発災後の留意点		点数 (○の数)	発災後の優先順位			
	立地条件	前面道路幅	所有者	面積	周辺の土地利用	土地利用の規制	輸送ルート	土地の形状	土地の基盤整備の状況	設備	被災考慮			地域防災計画での位置付け	仮置場の配置			被災地との距離		
A 公園 / △△町○丁目-○		○					○								2	E	-	-	2	4
B 広場 / ××町○丁目-○	○	○	○		○	○		○		○					7	A	○	-	8	1
C 総合運動公園 / ■■町○丁目-○	○	○	○					○	○						5	C	○	○	7	2
未利用地 D / ○□町○丁目-○				○											1	E	-	-	1	5
E 公園 / △□町○丁目-○	○	○	○	○		○	○								6	B	-	-	6	3

出典：大規模災害発生時における中国ブロック災害廃棄物対策行動計画 (平成 30 年 3 月 災害廃棄物対策中国ブロック協議会)

- (7) 条件を満たすことができない場合の対応  
仮置場候補地を選定する際、上記の条件をすべて満たすことは難しいと考えられる。その場合は、できるだけ条件を満たすことが多い場所から優先順位をつける。一方、満たしていない条件については対応策を講じたり、制限事項として留意したりすることで利用できる。
- (8) 仮置場開設にあたり必要な資機材等  
速やかな仮置場開設に向けて、あらかじめ必要と想定されるものを抽出し、調達・確保の方法等を確認しておく。また、仮置場の管理運営とため、全体管理をはじめとする人員の確保についても検討しておく。

## 1 2 住民等への広報、啓発

---

災害廃棄物を適正に処理する上で、住民や事業者の理解は欠かせないものであり、平時の分別意識が災害時にも生きてくる。そのため、次の事項について、住民の理解を得られるよう平時から啓発等に努める。

- ・ 災害時に発生する廃棄物
- ・ 分別の必要性と分別ルール
- ・ 排出ルールと集積場所
- ・ 危険物の取扱
- ・ 便乗ごみの排出や混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の「不適正処理」の禁止

## 1 3 災害廃棄物処理計画の見直し

---

本町災害廃棄物処理計画が有効に活用されるよう、地域防災計画等と相互調整を行い、次のような場合に見直しを行う。

- ・ 法令や環境省の関連指針、鳥取県災害廃棄物処理計画、大山町地域防災計画、大山町一般廃棄物処理基本計画等の上位計画などに変更があり、見直しが必要になったとき。
- ・ 想定災害、被害想定の変更があったとき。
- ・ 実際の災害対応や訓練、ワークショップを踏まえた検証の結果、改善すべき点が認められたとき。
- ・ 協定先、処理施設、仮置場候補地等町内の状況変化及び町の組織体制の変更があったとき。
- ・ その他、特に見直しが必要になったとき。



## 第2節 緊急時対応

### 1 災害発生時の初動行動

災害発生時の大きな流れは、次のとおりである。

表 38 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
緊急対応時	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
	応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物进行处理する期間）	～3週間程度
	応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3ヵ月程度
復旧・復興時		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる（東日本大震災クラスの場合を想定）

出典：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）

本計画において対象とする業務は以下に示すとおり、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分に加え、災害時特有の業務となる「災害廃棄物の仮置場の管理」、「災害廃棄物の処理」、「災害廃棄物による二次災害の防止」等を含むものとする。また、個人等の損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は、原則として所有者が実施するが、倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる場合は、所有者と協議・調整のうえ撤去（必要に応じて解体）を実施する場合がある。災害発生後、48時間以内に最低限行うべきことは、次のとおりである。

表 39 災害発生後、48時間以内に行う行動

発災直後の9つの行動	内容
1 情報収集及び記録を開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員と委託業者職員の安否情報、参集状況を確認</li> <li>・町内の被害情報、廃棄物処理施設の被害情報を収集</li> <li>・写真撮影等の記録作成</li> </ul>
2 災害時の廃棄物処理に係る民間事業者等との協定内容を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者等との連絡体制の確保</li> <li>・民間事業者等との協定内容の確認</li> </ul>
3 仮設トイレの設置の必要について判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に上下水道が寸断された場合、避難所に仮設トイレを設置</li> <li>・必要に応じてレンタル業者等から調達</li> </ul>
4 し尿・生活ごみ・避難所ごみの処理方法を決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿及び避難所ごみの発生量を推計</li> <li>・収集運搬や処分の方法を検討・決定</li> </ul>
5 仮置場を開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の早急な開設</li> <li>・仮置場の管理体制の構築</li> </ul>
6 災害廃棄物の発生量と仮置場の必要面積を推計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の設置や実行計画策定のため、災害廃棄物の発生量を建物の被害棟数等から推計</li> </ul>
7 災害廃棄物の収集運方法を決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物を仮置場に運搬する方法を検討・決定</li> </ul>
8 住民等へ周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等について、効率的な広報手法により周知</li> </ul>
9 外部委託の必要性を検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の収集運搬や処分等に係る外部委託の必要性を検討</li> </ul>

出典：災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成29年3月 環境省東北地方環境事務所）



## 2 担当組織と役割分担

住民対策部民生班（災害廃棄物処理）の各担当の主な役割は、概ね表 40 のとおりとする。関係機関調整は総務担当が行うなど、実際には各担当間で連携し対応する。また、計画担当は災害廃棄物対応の方向性を検討するキーパーソンになるので、窓口対応等から除外するなど業務時間確保に特に配慮する。

なお、必要に応じ、契約担当職員及び土木系職員を確保し、契約等事務及び解体撤去作業を行う。

表 40 災害廃棄物対策における担当と役割

担当	主な役割
総括責任者	職員の安全確保
	町全体の被害情報把握
	災害廃棄物対策組織の設置、運営
	災害廃棄物処理対策の総括、進行管理、全体の状況把握
	人員確保
総務担当	関係機関との連絡体制確保、調整
	情報収集、労務管理
	住民等窓口、広報（し尿、ごみ、災害廃棄物、家屋撤去、問い合わせ、ボランティア）
計画担当	廃棄物施設関係の被害状況調査
	災害廃棄物処理実行計画作成
	仮設トイレ計画作成
	生活ごみ計画作成
	仮置場選定
	資機材調達、仮置場の設置
処理担当	処理方法検討
	委託業者等への作業指示
	処理進捗管理
	仮置場の運営
	仮置場での搬入分別指導
	家屋撤去事業の運営
経理担当	資金管理
	契約事務
	補助金事務
住民窓口担当	被災者に対する災害廃棄物に係る啓発・広報
解体撤去担当	がれき等の撤去（道路蛍啓開、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体））

### 3 情報収集・連絡

---

#### (1) 情報の収集

災害発生時には、人命救助を最優先しつつ被害状況の把握を行い、次の情報を収集する。これらの情報をもとに、通常的一般廃棄物の収集運搬、処分体制が維持できるのかどうかの判断を行う。また、道路啓開状況等を把握したうえで、町内収集運搬委託業者等関係機関と、う回路等収集運搬ルートの再構築を行う。(後述する収集運搬体制 参照)

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 職員の安否情報、参集（見込）状況</li><li><input type="checkbox"/> 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況</li><li><input type="checkbox"/> 収集運搬車両・機材の被害状況</li><li><input type="checkbox"/> 電力、ガス、上下水道等ライフラインの供給状況</li><li><input type="checkbox"/> 道路等の被害状況</li><li><input type="checkbox"/> 避難所数、避難者数及び仮設トイレの設置状況</li><li><input type="checkbox"/> 全半壊の損壊家屋数</li><li><input type="checkbox"/> 水害又は津波の浸水範囲</li><li><input type="checkbox"/> 一部事務組合や隣接する他市町村の状況</li></ul> |
|--|

参考：災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成29年3月 環境省東北地方環境事務所）

#### (2) 連絡

収集した被害情報等は、町災害対策本部総務対策部情報班に報告するとともに、一般廃棄物処理施設被害状況報告書により、県循環型社会推進課へ連絡する。

#### (3) 収集運搬体制の確保

平時に設定した収集ルートを(1)で収集した情報をもとに町内収集運搬委託業者と収集ルートの再構築を行う。

### 4 協力・支援体制の整備

---

本計画の被災時における外部との協力体制は、次のとおり広域的な相互協力を視野に入れた体制とする。単独での災害廃棄物処理が困難な場合には、平時の協力支援体制で定めた広域支援及び災害協定に基づき、鳥取県に具体的な要請を行う。その場合、県に被災状況を報告するとともに、県から情報収集、指導、助言を受けながら、災害廃棄物処理を進める。

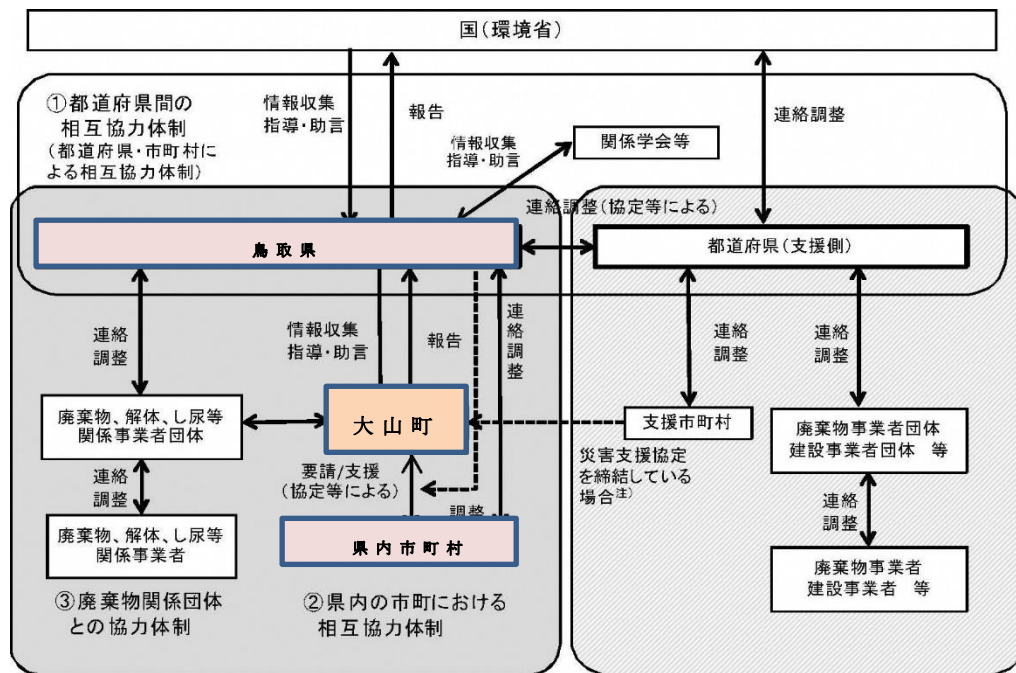


図 11 災害廃棄物処理に係る協力支援体制

出典：災害廃棄物対応指針（環境省）

## 5 生活ごみ処理

家庭から排出される生活ごみの平時の収集運搬は町内収集運搬委託業者により行われている。発災後は生活ごみ等に加え、大量の災害廃棄物が発生し、その収集運搬が遅延することは、住民の生活環境に大きく影響を及ぼすことから、災害発生時においても着実な収集運搬が可能な体制を確保する。

そのため、収集車両やごみ処理施設の被災・受入状況、災害廃棄物の発生状況等に応じて収集体制を再構築することとし、次の目標時期までに収集を再開する。

なお、収集車両、機材が不足する場合は、県に要請し、県内市町村間や協定締結団体による支援を受ける。

表 41 生活ごみの収集開始目標時期

区分	目標時期			
	直後	～72時間	～2週間	～1月
可燃ごみ			収集再開	
不燃・不燃粗大ごみ				収集再開
発泡スチロール				収集再開
缶・びん				収集再開
ペットボトル				収集再開
指定びん				収集再開
古紙類				収集再開
電池、蛍光灯等				収集再開
小型家電				回収再開

また、排出方法は通常時と同様とし、指定ごみ袋・シールを使用して通常のごみステーションに排出することとする。なお、通常可燃ごみや不燃・不燃粗大ごみに分類されるもののうち、災害で壊れた家具や食器、ガラスなどの片付けごみは通常のごみ置場ではなく、仮置場に出すこととする。その際は指定ごみ袋・シールは不要とする。

## 6 避難所ごみ処理

災害発生時には、町災害対策本部住民対策部民生班において、避難所の開設状況及び各避難所の避難者数を把握した上で発生するごみの量を推計し、保管場所を確保し、処理体制を構築する。原則として、町内収集運搬委託業者に委託するが、収集車両、機材が不足する場合は、県に要請し、県内市町村間や協定締結団体による支援を受ける。

なお、最大想定地震発生時に開設される避難所への避難者数及び発生する1日あたりのごみの量は次のとおりである。

表 42 避難者数及びごみ発生量

断層の名称	避難者数（人）	避難所ごみ発生量（t/日）
鳥取県西部	23	< 1
F55断層	985	1

データ提供：鳥取県

### (1) 避難所ごみの分別方法

避難所ごみの分別は、生活ごみとの分別方法の違いによる混乱を避ける必要があるため、通常的生活ごみと同じ分類で分別することを基本とする。

なお、避難所ごみの管理方法や集積場所等については、避難所運営・管理にあたる福祉保健対策部厚生班と連携し、情報提供等を行うものとする。

### (2) 避難所ごみの収集・処理

避難所ごみの収集は住民対策部民生班が実施するものとし、次の目標時期までに収集を開始できるような体制を構築するものとする。

表 43 避難所ごみの収集開始目標時期

区分	目標時期			
	直後	～72時間	～2週間	～1月
可燃ごみ			収集開始	
不燃・不燃粗大ごみ				収集再開
発泡スチロール				収集再開
缶・びん				収集再開
ペットボトル				収集再開
指定びん				収集再開
古紙類				収集再開
電池				収集再開

### (3) 避難所ごみにおける留意事項

避難所においては、弁当や非常食が多量に消費されることになるため、その容器等のごみが多く発生するほか、使用済み衣類や使用済み便袋（簡易トイレ収集袋）等、平時の生活ごみとは質の異なるごみが多く発生するため注意が必要である。避難所ごみにおける留意事項は次のとおりである。

表 44 避難所ごみにおける留意事項

種類	発生源	留意事項	分別区分	
腐敗性廃棄物 (生ごみ)	残飯等	ハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。	可燃ごみ	
ダンボール	食料の梱包	分別して保管する。新聞等も分別する。	古紙類	
ビニール袋、プラスチック類	食料、水等の容器包装	袋に入れて分別保管する。	可燃ごみ	
使用済み便袋	簡易トイレ 携帯トイレ	感染や臭気の面でもできる限り密閉する管理が必要である。	可燃ごみ（他の可燃ごみとは別に保管）	
感染性廃棄物 (注射針、血の付着したガーゼ)	医療行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管のための専用容器の安全な設置及び管理</li> <li>収集方法にかかる医療行為との調整（回収方法、処理方法等）</li> </ul>	注射針・注射器・点滴回路	医療機関回収
			ガーゼ・チューブ・軟プラ	可燃ごみ

出典：災害廃棄物対策指針【技 1-12】（平成 30 年 3 月 環境省）を基に作成

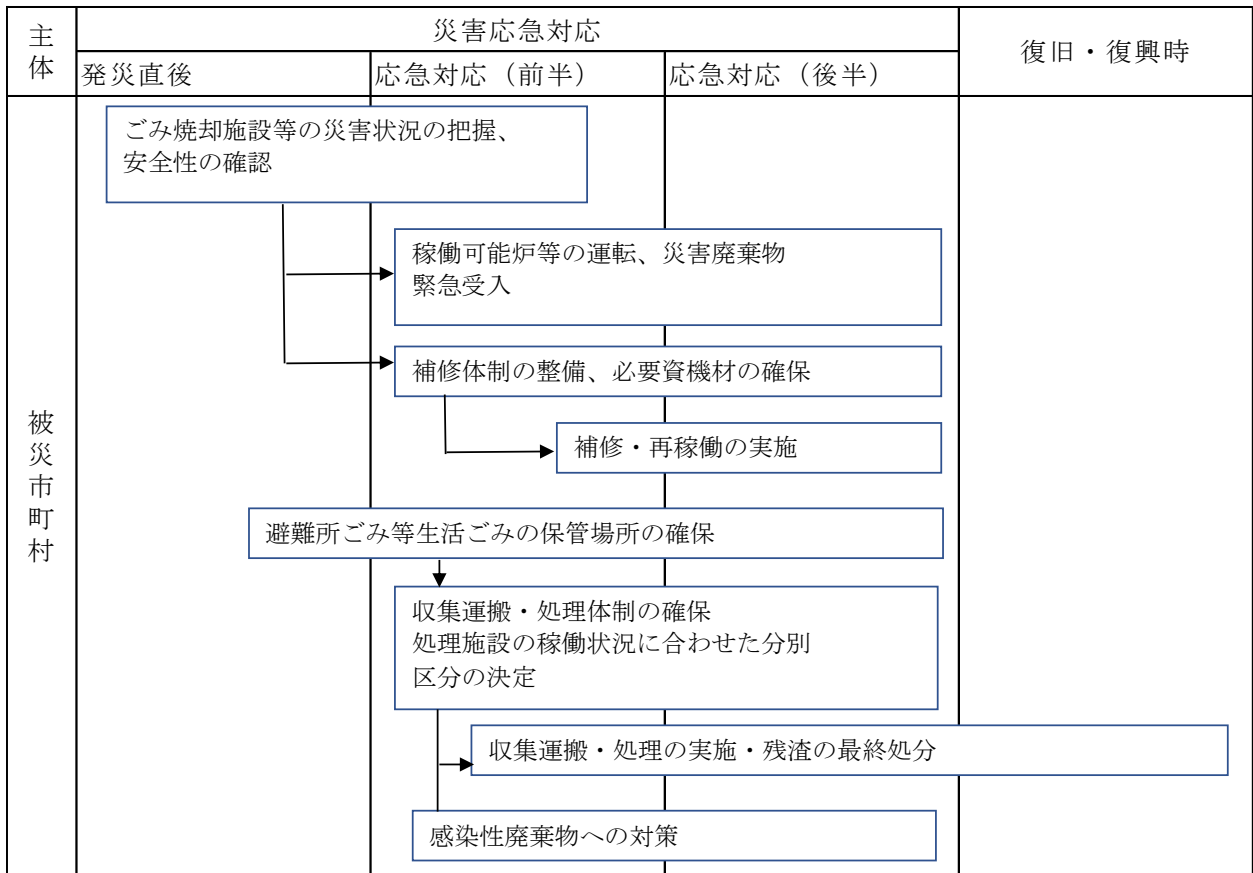


図 12 避難所ごみ等生活ごみ処理フロー

出典：愛媛県災害廃棄物処理計画（愛媛県、平成 28 年 4 月）

## 7 し尿処理

大規模な災害時には、上下水道の破断や停電により、通常のかみ取り世帯だけでなく、公共下水道や浄化槽使用世帯においても仮設トイレの使用を余儀なくされるほか、避難所その他拠点施設及び仮設住宅でも仮設トイレが使用され、し尿収集量が増加するものと予想されることから、仮設トイレが大量に必要なことになる。

なお、避難所等では、不衛生になりがちな仮設トイレの利用を敬遠し、水分や食品の摂取を控える被災者がおり、これらの被災者は、栄養状態の悪化や脱水症状、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）等の健康被害を引き起こす恐れがある。これらを防止するため、トイレの適切な衛生管理とし尿の適時の処理に配慮するものとする。

### (1) 仮設トイレの設置・処理

#### ア 仮設トイレの設置

仮設トイレの設置に当たっては、町災害対策本部民生班と上下水道対策部上下水道班で、上下水道の被害状況、避難所の開設状況及び各避難所の避難者数等を把握した上で発生するし尿の量を推計し、必要設置基数を算出し、県に備蓄仮設トイレの供給を要請する。また、供給を受けた仮設トイレが必要基数に満たない場合は、協定を締結している事業者等から仮設トイレの調達を行う。また、以下の点に考慮し、設置する。

表 45 仮設トイレの設置に係る配慮事項

配慮すべき事項	対応
安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暗がりにならない場所に設置する</li> <li>・夜間照明を個室及びトイレまでの経路に設置する</li> <li>・屋外トイレの上屋は、堅牢なものとする</li> <li>・トイレの固定、転倒防止を徹底する</li> <li>・個室は施錠可能なものとする</li> <li>・手すりを設置する</li> </ul>
衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ専用の履物を用意する（屋内のみ）</li> <li>・手洗い用の水を確保する</li> <li>・手洗い用のウェットティッシュを用意する</li> <li>・消毒液を用意する</li> <li>・消臭剤や防虫剤を用意する</li> <li>・トイレの掃除用具を用意する</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレは男性用・女性用に分ける</li> <li>・生理用品の処分用のゴミ箱を用意する</li> <li>・洋式便器を確保する</li> <li>・使い勝手の良い場所に設置する</li> <li>・トイレまでの動線を確保する。</li> </ul>

出典：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府、平成 28 年 4 月）

#### イ 仮設トイレのし尿処理

仮設トイレのし尿収集は米子市内のし尿収集業許可業者に委託し、収集したし尿については鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場で処理を行うことを基本とするが、収集運搬車両の不足などにより許可業者が対応できない場合や浄化場の運転停止により収集したし尿を浄化場へ搬入できない場合は、県に協定締結団体等との調整を依頼し、収集及び処理先を確保することとする。

### (2) 簡易トイレの設置・処理

避難所のトイレは早急に確保する必要があるが、過去の災害においては避難所に仮設トイレが設置されるまでに一定の日数が必要であった。したがって、仮設トイレが設置されるまでは簡易トイレを使用することとする。

ア 簡易トイレの設置

県に対し県及び県内市町村が連携備蓄している簡易トイレの使用調整を要請する。

イ 簡易トイレのし尿処理

吸水シートや凝固剤を使用したし尿については可燃ごみとして処理することとする。使用済み便袋は口を縛った上で、生ごみ等の可燃ごみとは別に保管する。

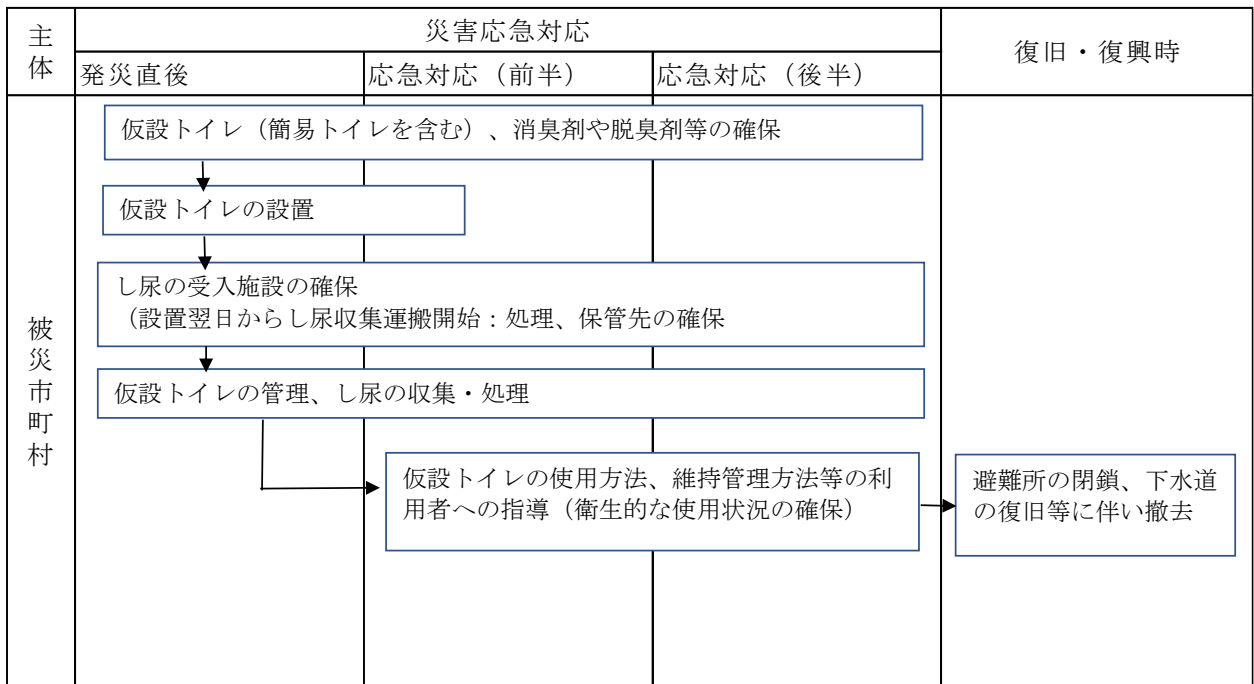


図 13 仮設トイレ等し尿処理への対応フロー

出典：愛媛県災害廃棄物処理計画（愛媛県、平成 28 年 4 月）

## 8 各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から様々な相談・問い合わせが寄せられることが想定されるため、町は受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）及び相談内容・回答内容の整理といった管理方法を検討する。



## 9 排出ルールと広報

災害時においては、生活ごみ・災害廃棄物等の排出方法、損壊家屋等の解体撤去に対する住民の混乱が想定される。

生活環境の保全や公衆衛生の悪化の防止のためには、住民等（住民、事業者、NPO、ボランティア含む）へ適切に情報伝達することが非常に重要である。

そのため、被災者に対し、総務対策部情報班と連携し、複数の広報媒体（防災行政無線、ホームページ、広報誌、各種SNS、大山チャンネル、チラシ、広報車、自治会放送や回覧等）を活用し、次の内容について必要な啓発・広報を行う。

表 46 広報時期と広報内容

広報時期	広報内容
初動期 (発災後数日間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活ごみ、し尿の収集（収集日程や方法の変更等）</li> <li>・片付けごみの排出方法（仮置場への搬入方法等）</li> <li>・仮置場の場所、場内配置、設置等（場所、曜日及び時間、期間、持込方法、分別ルール、持込禁止物等）</li> <li>・有害廃棄物、危険物の情報（取扱いの留意事項、排出処理方法等）</li> <li>・事業系廃棄物の取扱（排出補法、処理方法等）</li> <li>・問い合わせ窓口の設置</li> <li>・ボランティアへの周知事項</li> <li>・その他留意事項（便乗ごみの排出、不法投棄、野焼きの禁止）</li> </ul>
応急対応（前半） (～3週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の撤去（撤去の申請や実の施時期と方法等）</li> <li>・損壊家屋の解体・撤去（撤去の申請や実施の時期と方法等）</li> <li>・被災自動車等に関する情報（保管場所、保管期間、手続等）</li> <li>・災害廃棄物処理の計画（処理工程、災害廃棄物処理実行計画）</li> </ul>
応急対応（後半） (～3ヶ月程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記情報は継続</li> <li>・災害廃棄物処理の進捗状況（処理の進捗と今後の工程）</li> </ul>
復旧・復興 (～3年程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理の進捗状況（処理の進捗と今後の工程）</li> <li>・思い出の品等（保管・引渡しに関する情報）</li> </ul>



## 1 0 災害廃棄物処理実行計画の策定

本計画をもとに、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、速やかに「大山町災害廃棄物処理実行計画」を作成する。発災直後は災害廃棄物の発生量等を十分に把握できないこともあるが、災害廃棄物の全体像を示すためにも実行計画を作成し、処理の進捗に応じて段階的な見直しを行う。災害時の作業や廃棄物の流れは、次のとおりである。

- (1) 災害廃棄物の処理を担当する組織の速やかな立ち上げ  
 災害の規模を把握し、職員の被災状況等を確認したのち、組織を立ち上げ、被害状況の把握、処理施設の被災状況等を把握する。そして、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場開設準備、がれき撤去作業部隊の編成準備等を行う。
- (2) 実行計画立案作業①（処理計画に記載した内容の確認と不足時の対応）  
 推計した災害廃棄物量と処理計画での想定量を比較し、規模が想定を上回れば、それに対応する追加の措置を検討する。また、仮置場や必要資機材等は、処理計画で想定したものが確保できない場合もあるので、実行計画立案の最初に、どれだけ確保できているかを確認する。また、外部からの応援につき、あらかじめ策定している受援計画に基づく人材・資材が期待できると確認する。これらが不足することが予想される場合には、不足分を補う作業を開始する。
- (3) 実行計画立案作業②（発生廃棄物量の推計値による処理計画の見直し）  
 被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理計画での想定量を比較し、実際の廃棄物量に合わせて作業内容等を変更し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- (4) 実行計画の見直し  
 災害発生当初に推計した廃棄物量は、処理計画のデータ等を用いたものであり、実際の廃棄物量は、仮置場への持込量、必要な家屋解体件数等によって異なってくる。定期的に情報を収集して、適宜廃棄物量の見直しを行い、業務発注量の適正化を図る。

### 災害廃棄物処理実行計画の項目

第1章 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨について
1 計画の目的
2 計画の位置づけ
第2章 被災の状況と災害廃棄物の発生量
1 被災の状況について
（1）地震の状況
（2）建物被害の状況
（3）土砂災害の状況
2 災害廃棄物の発生量について
第3章 災害廃棄物処理の基本的事項
1 役割分担
2 基本的な考え方
3 処理期限
4 処理方法
5 処理体制
6 財源
第4章 災害廃棄物の処理フローと処理スケジュール
1 処理フロー
2 仮置場の設置及び運営
3 処理スケジュール

出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会）

### 第3節 復旧・復興時対応

#### 1 災害廃棄物処理フロー

災害が発生すると、家屋などに多量の廃棄物が発生する。また、建屋解体やライフラインの被災による二次被害など、被災地の状況によっては、二次被害の発生を招く。また、被災地の状況によっては、二次被害の発生を招く。また、被災地の状況によっては、二次被害の発生を招く。

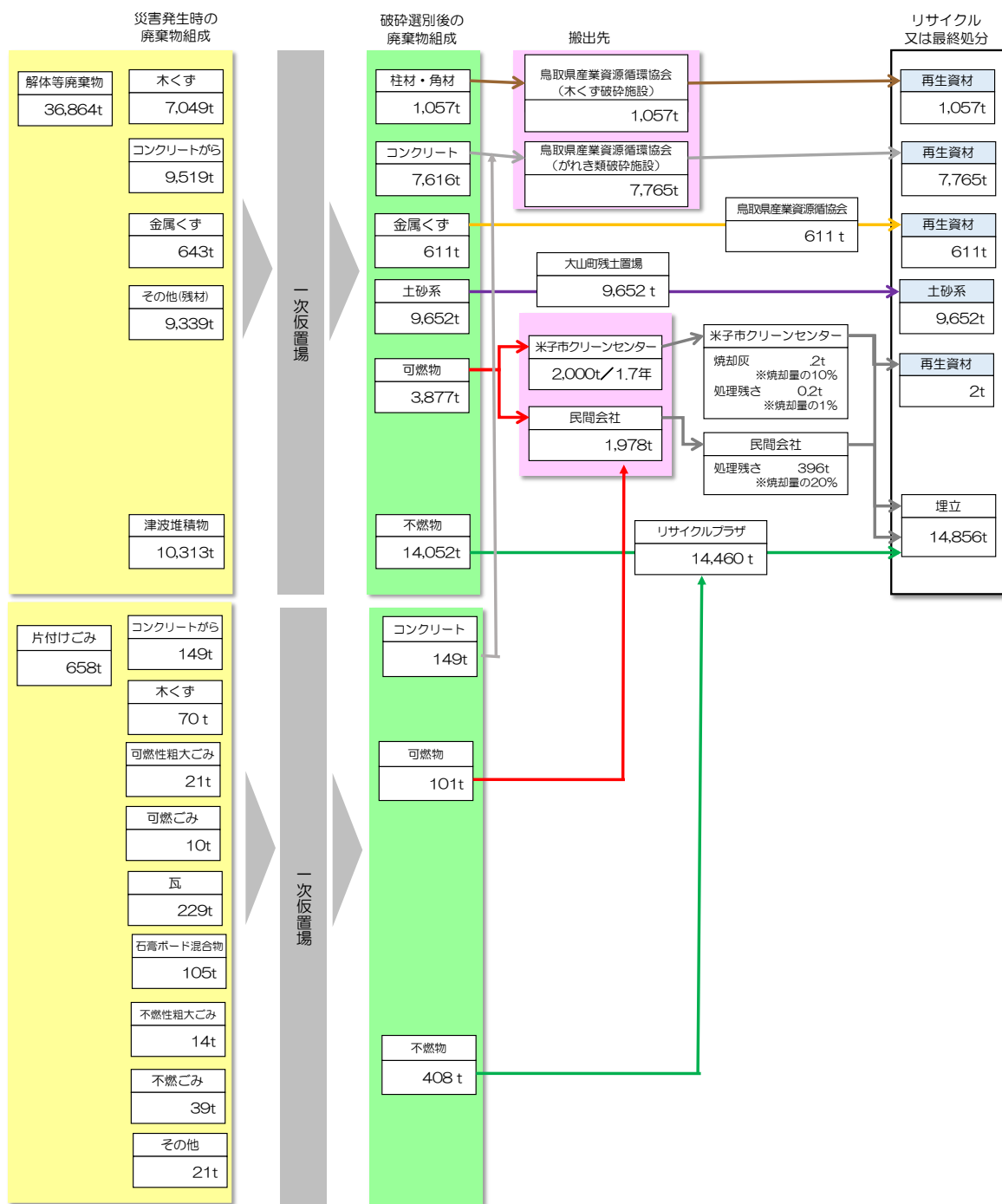


図 14 F55 断層の災害廃棄物処理フロー (最大想定)

## 2 収集運搬体制

### (1) 収集・運搬車両の確保

災害時において、優先的に収集する災害廃棄物の種類、収集・運搬方法やルート、必要機材、連絡体制・方法については、次のことに留意し、平時に具体的な検討を行い、推計した必要車両台数に基づき、必要な車両を確保する。優先的に回収すべき災害廃棄物の種類としては、道路障害物、仮設トイレ等のし尿、有害廃棄物、危険物、腐敗性廃棄物があげられる。

本町では、平時の一般廃棄物の収集・運搬の多くを町内民間業者に委託している。そのため、発災時の収集・運搬車両の確保には収集運搬委託業者及び許可業者の協力が不可欠である。発災時の備え、民間業者及び協定締結団体との発災後の連絡体制や調整方法等を協議しておく必要がある。

なお、収集車両、機材が不足する場合は、県に要請し、県内市町村間や協定締結団体による支援を受ける。

表 47 収集運搬体制の整備に当たっての検討事項

	検討事項
1) 収集運搬車両の位置付け	・地域防災計画の中に緊急車両として位置付ける。
2) 優先的に回収する災害廃棄物	・有害廃棄物・危険物を優先回収する。 ・冬季は着火剤などが多く発生することが想定され、混合状態となると爆発や火災等の事故が懸念されるため、これらのものが発見された際は優先的に回収する。
3) 収集方法	・仮置場への搬入 ・排出場所を指定しての収集 ・陸上運搬（鉄道運搬を含む）、水上運搬 （道路などの被災状況により収集運搬方法を決定する。場合によっては、鉄道輸送や水上運搬の可能性も調査する。例えば被災現場と処理現場を結ぶ経路に鉄道や航路があり、事業者の協力が得られ、これらを利用することで経済的かつ効率的に収集運搬することが可能であると判断される場合など）
4) 収集運搬ルート・収集運搬時間	・地域住民の生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決定する。 ・収集運搬ルートだけでなく、収集運搬時間についても検討する。
5) 必要資機材（重機・収集運搬車両など）	・水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積下しに重機が必要となる。収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。
6) 連絡体制・方法	・収集運搬車両に無線等を設置するなど、災害時における収集運搬車両間の連絡体制を確保する。
7) 住民やボランティアへの周知	・災害廃棄物（片付けごみ）の分別方法や仮置場の場所、仮置場への持込み可能日時などを住民、ボランティアに周知する。 ・生活ごみ等の収集日、収集ルート、分別方法について住民等に周知する。
8) その他	・収集運搬車両からの落下物防止対策などを検討する。

出典：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）



表 48 収集運搬車両の確保とルート計画に当たっての留意事項

時期	留意事項	
平時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元の建設業協会や産業廃棄物協会と事前に協力体制及び連絡体制を確保しておくとともに、関係団体の所有する収集運搬車両のリストを事前に作成しておく。</li> </ul>	
発災時・初動期	災害廃棄物全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハザードマップ等により処理施設の被災状況等を事前に想定し、廃棄物の発生場所と発生量から収集運搬車両の必要量を推計する。</li> <li>・ 災害初動時以降は、対策の進行により搬入が可能な仮置場が移るなどの変化があるため、GPSと複数の衛星データ等(空中写真)を用い、変化に応じて収集車両の確保と収集、運搬ルートが変更修正できる計画とする。</li> <li>・ 災害初動時は廃棄物の運搬車両だけでなく、緊急物資の輸送車両等が限られたルートを利用する場合も想定し、交通渋滞等を考慮した効率的なルート計画を作成する。</li> <li>・ 利用できる道路の幅が狭い場合が多く、小型の車両しか使えない場合が想定される。この際の運搬には2トンダンプトラック等の小型車両で荷台が深い車両が必要となる場合もある。</li> <li>・ 直接、焼却施設へ搬入できる場合でも、破砕機が動いていないことも想定され、その場合、畳や家具等を圧縮・破砕しながら積み込めるプレスパッカー車(圧縮板式車)が活躍した例もある。</li> </ul>
	生活ごみ(避難所ごみを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所及び被害のなかった地域からの生活ごみを収集するための車両(パッカー車)の確保が必要となる。そのためには、発災直後の混乱の中で収集車両及び収集ルート等の被災状況を把握しなければならない。</li> <li>・ 発災直後は粗大ごみ等の発生量が増え、通常より廃棄物の収集運搬量が多くなるため、通常時を超える収集車両や人員の確保が必要となる。</li> </ul>
仮置場・再資源化施設・処理処分先等への運搬時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物の運搬には10トンダンプトラックが使用されることが多い。収集運搬が必要な災害廃棄物量(推計値)から必要な車両台数を計画する。</li> <li>・ 仮置場への搬入は収集運搬車両が集中する場合が多く、交通渋滞に配慮したルート計画が要求される。ルート計画の作成に当たっては、できるだけ一方通行で完結できる計画とし、収集運搬車両が交錯しないように配慮する。</li> <li>・ 災害廃棄物の搬入・排出量の把握のためには、仮置場にトラックスケールを設置したり、中間処理施設において計量したりすることが考えられる。ただし、それらの設備が稼働するまでの間や保管のため、収集運搬車両の積載可能量と積載割合、積載物の種類を記録して、推定できるようにしておくことも重要である。</li> <li>・ 災害廃棄物の運搬には、交通渋滞の緩和等のため、船舶を利用することも考えられる。</li> </ul>	

出典：災害廃棄物対策指針【技 1-13-3】(平成30年3月 環境省)

(4) 必要資機材について

発災後は、生活環境の悪化を防ぐため、住民用仮置場に排出される片付けごみを早急に収集する必要がある。

片付けごみを住民用仮置場から一時仮置場まで運搬するのに必要な車両台数は、次のとおりである。

表 49 必要車両台数（住民用仮置場から一次仮置場）

断層・水系の名称	片付けごみ発生量 (t)	運搬量 (t/日)	必要車両台数 (台/日) ※5往復/台・日
鳥取県西部	91	23	3
F55断層	657	32	4

なお、解体家屋等から排出されるがれき類の運搬に必要な車両台数は、次のとおりである。F55断層地震が発生した場合の被災現場から仮置場までの運搬距離が15kmの場合、200日以内に被災現場から災害廃棄物を撤去するためには、日量約185トン（10トンダンプ10台（1台当たり1日4往復））で運搬することが必要となる。なお、鳥取西部地震が発生した場合は、100日以内運搬する予定にしている。

表 50 必要車両台数（解体家屋から一次仮置場）

断層・水系の名称	撤去等廃棄物発生量 (t)	運搬量 (t/日)	運搬距離別必要車両台数 (台/日)		
			5km ※10往復/台・日	10km ※6往復/台・日	15km ※4往復/台・日
鳥取県西部	457	5	1	1	1
F55断層	36,884	185	4	6	10

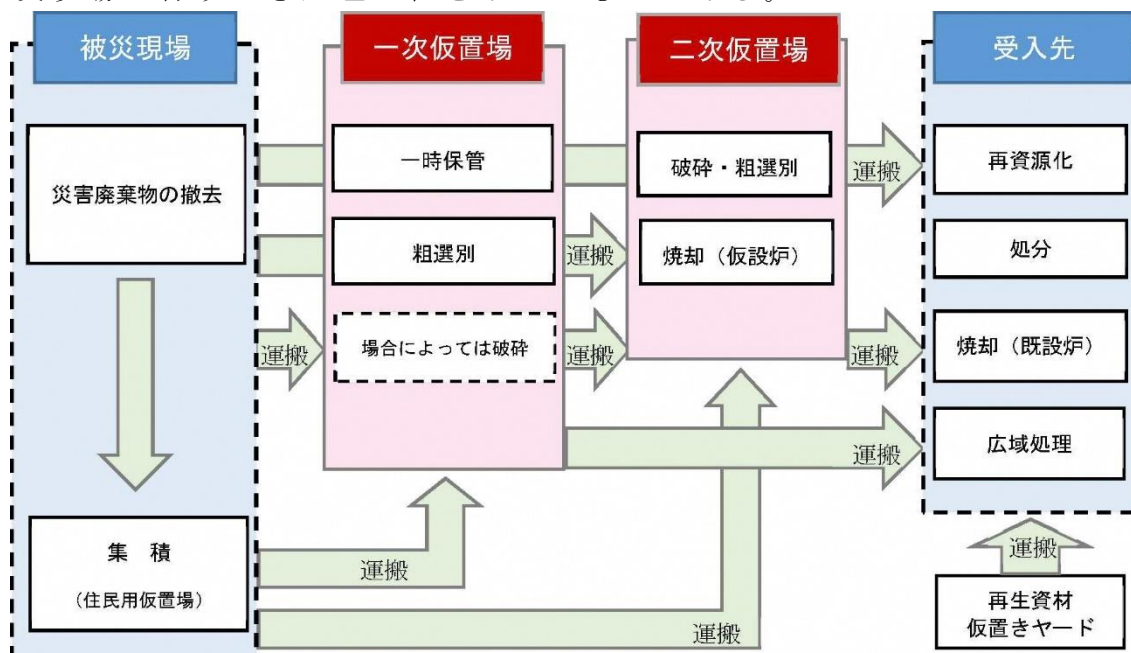
データ提供：鳥取県



### 3 仮置場の運営管理

#### (1) 仮置場での災害廃棄物の処理の流れ及び対応内容

仮置場にかかる災害廃棄物処理の流れは次のとおりである。これは、被災現場で行うべき処理工程を示したものである。



※ 被災現場においては、住民用仮置場を指定して災害廃棄物を集積する場合もある。  
 ※ 再生資材仮置きヤードとは、復旧・復興事業が開始され、再生資材が搬出されるまでの間、仮の受入先として一時保管する場所のこと。

図 15 仮置場での処理工程

出典：災害廃棄物対策指針【技 18-1】（平成 31 年 4 月 環境省）

#### (2) 運営管理

仮置場での運営管理に係る対応内容は次のとおりである。

①	<p>緊急対応、道路啓開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人命救助が最優先される。道路啓開に伴って発生するがれき等の仮置場への搬入が要請される可能性があることから、緊急輸送道路周辺に仮置場を確保しておく。</li> </ul>
②	<p>必要な仮置場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>がれき等の発生量に応じて、仮置場候補地を選定する。</li> <li>仮置場候補地について、庁内で調整した後、必要な手続きを行う。</li> </ul>
③	<p>仮置場運用管理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場の返還条件に応じて、必要な事前調査(土壌分析等)を行う。</li> <li>現状復旧を効率的に進めるため、仮置場供用時の土壌使用状況を記録(写真等)する仮置場の地盤・搬入出路を整備するとともに、必要な資機材等の調達や分別等の基準策定、整備・運営管理の監督員の配置等を行い、仮置場の管理体制を確保する。</li> </ul>
④	<p>仮置場運用管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場への搬入・保管・搬出の状況(種類、数量等)を管理・把握し、県に報告する。</li> <li>分別保管の徹底のため、仮置場ごとに保管物の種類を看板等で表示し、異なるがれき等の混合を防ぐ。</li> </ul>
⑤	<p>終了後の現状復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場の返還条件に応じて、土壌汚染の有無等を確認し、現状復旧を行う。</li> </ul>



(3) 一次仮置場での分別区分

県災害廃棄物処理計画に基づき、次の区分を基本として種類ごとに保管する。

なお、災害の程度、態様によりその区分は変わるが、平成28年(2016年)の鳥取県中部地震では廃瓦が最も多く排出され、そのほぼ全量がリサイクルされたことを踏まえ、単一素材の排出が見込まれる場合は、極力その素材ごとの分別を行う。

表 51 一次仮置場での分別区分

区分	例
1) コンクリート系混合物	解体建物に係るもの
2) 木質系混合物	解体建物に係るもの
3) 金属系混合物	解体建物の鋼材、金属系の什器等
4) 不燃系混合物	什器等
5) 可燃系混合物	木製家具、可燃系粗大ごみ等
6) 廃家電等	(家電4品目、小型家電)
7) 処理困難物	寝具、畳、石膏ボード等
8) 危険物・有害物	消火器、高圧ボンベ、薬品等

※上記のほか、次のような単一素材の排出が多量に見込まれる場合は、その区分のエリアを設置する。

・瓦      ・土壁      ・石膏ボード      ・石綿含有疑いの廃棄物

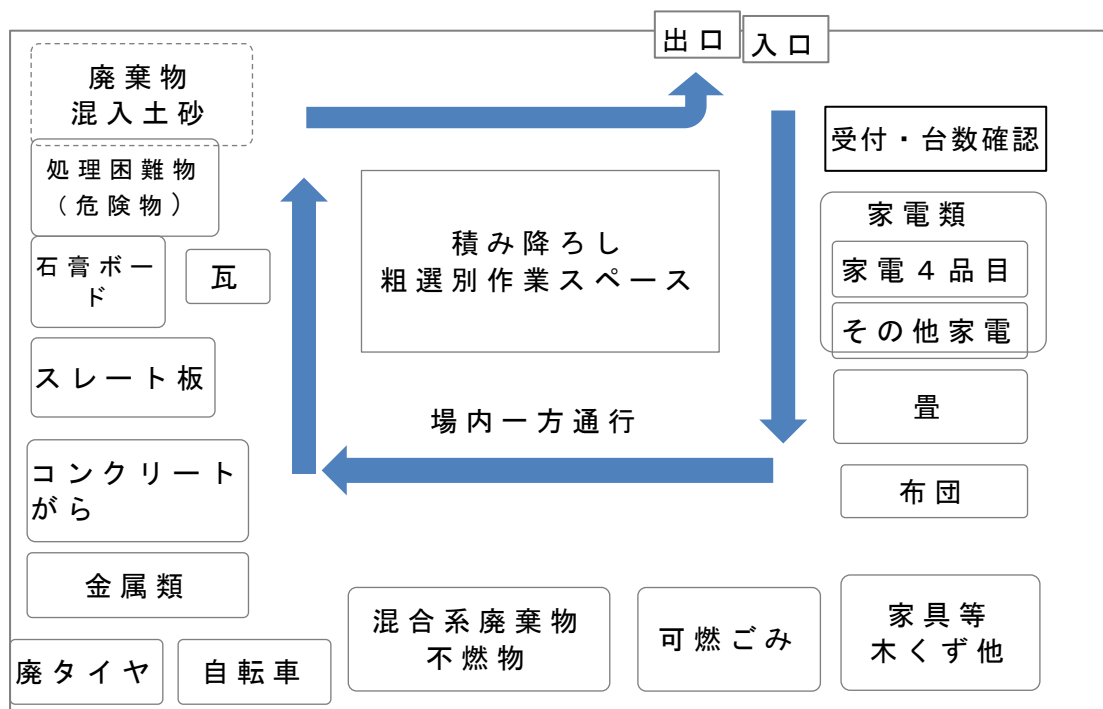


図 16 仮置場レイアウト例

(4) 仮置場での運営管理に係る留意事項

仮置場での運営管理に係る留意事項を示す。なお、詳細については別に定めるものとする。

ア がれき等の分別

分別等は、分別ルールに従って、ごみの種類ごとに間隔を開け、ごみど  
うしが混じらないように置く。重機や手作業による荷下ろし・分別等の作  
業が混在するため、安全確保に十分留意する。

イ 搬入・搬出管理

がれき等の作業効率を高め、更に不法投棄を防止するためには、正確  
で迅速な搬入・搬出管理が必要である。また、その後の処理量やコスト  
を見積もる上でも、量や分別に対する状況把握を日々行う。

ウ 野外焼却の防止

仮置場の設定が遅くなる、もしくは周知が徹底しない場合、野焼きをす  
る住民が出てくる可能性がある。環境・人体への健康上、「野焼き禁止」を  
呼びかけておく必要がある。

エ 仮置場の安全管理

作業員は、通常的安全・衛生面に配慮した服装に加え、アスベストの排  
出に備え、必ず防じんマスク及びメガネを着用する。靴については、破傷  
風の原因となる釘等も多いため、安全長靴をはくことが望ましいが、入手  
困難な場合、長靴に厚い中敷きを入れるなどの工夫をする。

オ 周辺道路の交通整理

仮置場ががれき等を搬入する車両で交通渋滞を引き起こすおそれがあ  
ることから、仮置場への搬入経路を設定したり、誘導員を配置するなど、  
交通整理をする。

カ 土壌汚染対策

- ・ 舗装、鉄板若しくは、シートの設置又は排水若しくは排水処理設備の設  
置等の検討をする。
- ・ 廃棄物の保管等による影響を把握できるようにするため、供用前の土壌  
をサンプリングしておき、必要に応じて分析調査を行う。
- ・ 民有地を使用する場合においては、返却時の原状回復の条件等につい  
て、所有者と十分な調整をしておく。
- ・ 土壌に影響が確認された場合は、表土を剥ぎ取ることによる原状回復を  
行う。
- ・ 土壌環境への影響が、仮置きした「土砂等」の自然由来によるものと判  
断される場合があるため、必要に応じて、専門家の意見を聴取して対  
応を判断する。

キ 飛散防止

- ・ 適宜散水する。
- ・ 廃棄物の性状等に応じて、飛散防止ネットの設置やフレキシブルコンテ  
ナバックでの保管等の飛散防止対策を講じる。
- ・ 石綿（アスベスト）を含む廃材等は保管基準を遵守し、更にシート掛け  
やフレキシブルコンテナバックへの封入など十分な対策を講じる。

ク 悪臭及び害虫発生の防止

災害廃棄物の処理に当たっては、腐敗性廃棄物を優先的に処理し、必要  
に応じて消石灰等を散布するなど害虫の発生を防止する。  
仮置場などにおいて悪臭や害虫が発生した場合には、消臭剤や脱臭剤、  
殺虫剤の散布、シートによる被覆等の対応を検討する。

コ 火災予防

- ・木くずや可燃物は、高さ 5m 以上積み上げを行わない。
- ・鉛電池（自動車、オートバイ等から発生）は火災発生の原因となるため、山から取り除く。
- ・万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、堆積物同士の離間距離を 2m 以上設ける。

(ア) 火災原因（危険物や発火源）の除去

次の危険物や発火源は、可燃性廃棄物とは分離保管することとする。また、腐敗しやすい畳や水産系廃棄物等の混在を避ける。

表 52 危険物や発火源の具体例

区分	具体例
危険物	ガスボンベ
	ライター
	ガソリン
	灯油
	タイヤ等の油脂類
発火源	バッテリー
	電池（特にリチウム電池）
	バッテリーや電池を搭載する小型家電製品等

(イ) 堆積物の離間距離

木くずや可燃物は、発火と発熱防止の観点から、高さ 5メートル以上積み上げを行わないようにする。また、万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、堆積物同士の離間距離を 2メートル以上設けるようにする。

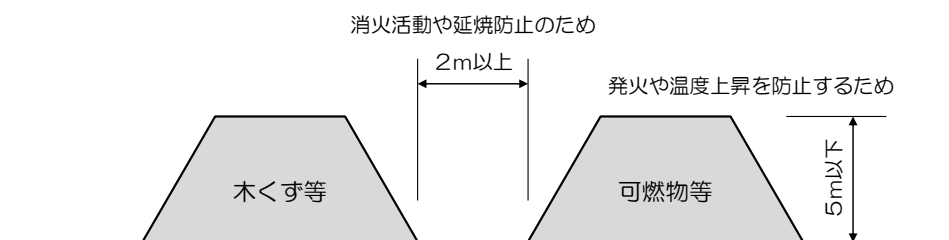


図 17 堆積物の離間距離

出典：災害廃棄物対策指針【技 1-14-5】（平成 30 年 3 月 環境省）

(5) 環境対策

災害廃棄物処理における生活環境の悪化防止の観点で、災害廃棄物仮置場等における環境モニタリングを次の表を基本として適切に実施するものとする。なお、実施に当たっては、県と協力しながら実施するものとする。

表 53 環境モニタリング項目

項目	実施場所	調査項目	備考
大気質	仮置場	粉塵（一般粉塵）、浮遊粒子物質	作業内容等を勘案して頻度を設定
		アスベスト（特定粉塵）	堆積物の性状、作業内容等を勘案して頻度を設定
騒音・振動	仮置場	騒音レベル 振動レベル	作業内容等を勘案して頻度を設定
土壌等	仮置場	土壌汚染法対策法の調査の項目等	災害廃棄物撤去後に実施
水質	仮置場近傍の公共用水域	水質汚濁防止法の排水基準項目	公共用水域への影響が見込まれる場合に、排水量等を勘案して頻度を設定して実施
臭気	仮置場	特定悪臭物質濃度、臭気指数等	仮置場の位置等を勘案して、測定場所、頻度を設定

出典：鳥取県災害廃棄物処理計画（平成30年4月 鳥取県）

## 4 がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去

損壊家屋等の解体撤去（必要に応じて解体）は、原則として所有者の責任によって行うこととなる。ただし、災害の規模や状況により、国が特例措置として、市町村が損壊家屋等の解体を実施する経費が災害等廃棄物処理事業の補助対象となる場合があるため、大規模災害発生時には、補助対象の有無について国・県と協議を行う。

そこで、国庫補助の対象となる場合であって、被災地域の生活環境の保全及び二次災害の防止のため、町が災害廃棄物として公費により解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。）することが必要であると認める場合、町が主体となって解体・撤去を行う場合がある。

その場合、すでに解体を行ってしまった損壊家屋等の解体・撤去費用の取り扱いは、解体撤去を行ったことを町が特に必要と認める場合は、そのかかった費用を町が費用を負担した者に償還する場合がある。また、発災後速やかに損壊家屋等の公費解体について、情報発信していく。

(1) がれきの撤去及び損壊家屋等の解体撤去に当たっての留意事項  
がれきの撤去及び損壊家屋等の解体撤去に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ・町は通行上支障があるがれき及び倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に撤去（必要に応じて解体）する。この場合においても分別を考慮し、ミンチ解体は行わない。
- ・損壊家屋等の優先的な撤去（必要に応じて解体）については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を実施する場合、町は所有者の意思を確認するため申請方法を被災者へ広報し、申請窓口を設置する。申請を受付けた損壊家屋等につきは図面等で整理を行い、倒壊の危険度や効率的な重機の移動を実地で行ける順番などを勘案し、撤去（必要に応じて解体）の優先順位を検討する。
- ・損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を実施する場合、町は申請受付（損壊家屋等の所有者の意思確認）と並行して、事業の発注を行う。発災直後は、撤去（必要に応じて解体）の対象を倒壊の危険性のある損壊家屋等に限定することも考えられる。
- ・撤去（必要に応じて解体）する損壊家屋等の中に家具・家財道具、貴重品、思い出の品等がある場合は、所有者確認を行った上で、原則として撤去（必要に応じて解体）前に所有者に回収してもらおう。
- ・撤去（必要に応じて解体）を行う事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づき届け出を行った後に、撤去（必要に応じて解体）の優先順位を指示する。撤去（必要に応じて解体）の着手に当たっては、損壊家屋等の所有者の立ち会いを求め、撤去（必要に応じて解体）の範囲等の最終確認を行う。
- ・撤去（必要に応じて解体）が完了した段階で撤去（必要に応じて解体）を行った事業者から報告を受け、物件ごとに現地立会い（申請者、市、撤去（必要に応じて解体）事業者）を行い、履行を確認する。

(2) アスベスト対策

がれきの撤去及び損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）に当たっては、関係機関と連携し、撤去前にアスベストの事前調査を行い、飛散性アスベスト（廃石綿等）または非飛散性アスベスト（石綿含有廃棄物）が発見された場合は、災害廃棄物にアスベストが混入しないよう適切に除去を行い、「アスベスト廃棄物」（廃石綿等または石綿含有廃棄物）として適正に処分する。

なお、廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まないこととする。

(3) 太陽光パネル、蓄電池等への対応

太陽光発電設備や家庭用、業務用の蓄電池等の撤去に当たっては、感電の恐れがあるため、取扱いに注意する。

また、電気自動車やハイブリット車等の高電圧の蓄電池を搭載した車両を扱う場合には、感電する危険性があることから、十分に安全性に配慮して作業を行う。

(4) 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）の手順

災害発生後には、公費による損壊家屋等の解体（必要に応じて撤去）を実施するか判断し、実施する場合は関係部局と連携し作業を行う。その際の手順は次のとおりである。

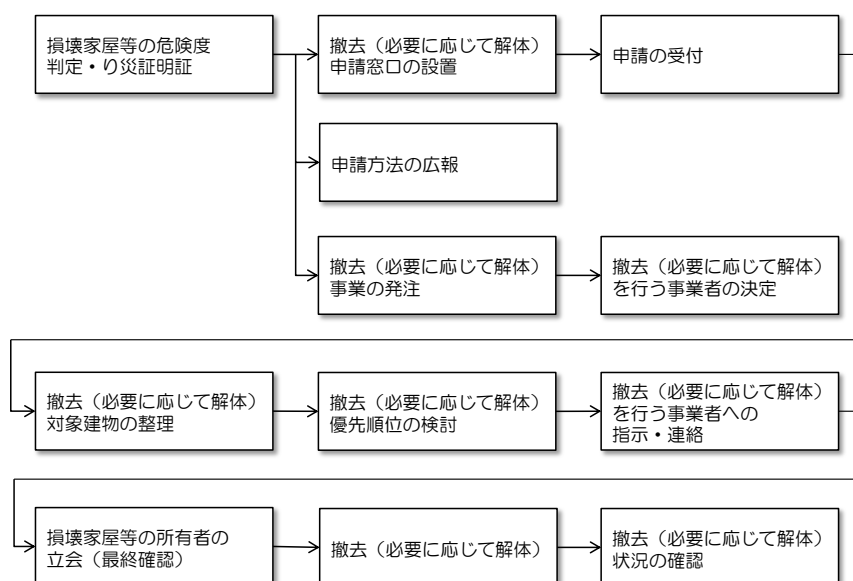


図 18 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）の手順（例）

出典：災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月 環境省）

## 5 分別・処理・再資源化

災害廃棄物を再資源化することは、最終処分量を減少させ、その結果として最終処分場の延命化に繋がる。また、処理期間の短縮などに有効であるため、廃棄物の排出や損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）段階から分別することを積極的に実施する。災害廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の種類に応じて処理の際に留意する点などが異なる。このため、廃棄物の種類に応じて適正な処理を実施する。

表 54-1 災害廃棄物の種類別処理方法(1)

種類	基本的事項
混合可燃物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混合可燃物は、家屋系大型木材、畳、家具類や様々なプラスチック製廃材など可燃系の廃棄物が混合して発生したものをいう。</li> <li>・木くず、畳や廃プラスチック類などは、リサイクル可能な物も多いため、仮置場での分別を徹底することで、焼却処分量を大幅に減らすことができる。</li> <li>・混合可燃物は重量の割に容積が大きく、大量に発生する。保管する際には、自然発火しやすいことを念頭に置き、十分な保管スペースを確保するとともに火災防止対策を講じなければならない。また、季節によっては腐敗しやすいため、長期間の保管を避ける必要がある。特に仮設焼却炉を設置する場合は、施設設置まで相当な期間を要するため、既設の焼却炉との連携を図り、速やかに処理を行うことが求められる。</li> </ul>
海水を被った木材等（塩分除去）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潮だまりに長期間浸った砂まみれの流木や薄い合板等の木材は塩分濃度が高いため、そのまま焼却すると塩化水素やダイオキシン類の発生が懸念される。仮置場で一定期間降雨にさらし、塩分を抜く必要がある。</li> <li>・塩分が抜けたと判断される木材については、再利用等の可能性もある。焼却処理する場合は、十分な排ガス処理機能を有する高温焼却（800℃以上）を行うことが理想である。</li> <li>・塩分が低下し気温が上昇すると、カビが繁殖したり、キノコが生えたりするため、必要に応じて消石灰散布や、塩分低下後の速やかな焼却等の措置を講ずる。</li> </ul>
木質系廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材は製紙原料やパーティクルボードなどのマテリアルリサイクルや、セメント燃料、ボイラー燃料などのサーマルリサイクルの他にも堆肥として利用されるなど、リサイクル用途は多岐に渡る。</li> <li>・木材は目視で判別することが容易なため、分別しやすい品目であり、また発生量も多いことから、早い段階で他の廃棄物と混ぜないように抜きだす。</li> <li>・リサイクル用途については、搬出先の受入条件に制限がある可能性があるため、それらを踏まえ適正な処理を行う必要がある。受入条件の例は「災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて」（一般社団法人廃棄物資源循環学会）を参照のこと。</li> <li>・木材をチップ化する場合は、腐敗や火災防止等の観点から加工の直前に行うことが望ましい。</li> </ul>

表 54-2 災害廃棄物の種類別処理方法(2)

種類	基本的事項
コンクリート、アスファルト類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートがら及びアスファルトがらは、震災に関わらず、日常的に建設工事から大量に発生しており、建設廃棄物の中でも最もリサイクルされている品目である。また、単体で分別・保管しやすい。</li> <li>・これらの再資源化施設は、古くから全国的に整備され、コンクリートがらは再生路盤材や埋め戻し材として、アスファルトがらはアスファルト原料として広く再利用されている。</li> <li>・また、事業者自らが工事現場内に移動式破砕機を設置して、再利用するケースも多い。</li> <li>・災害後の復旧・復興工事においては、埋め戻し材として欠くことのできない建設材料であり、発生量がほぼ全量被災地内で再利用される可能性が高い。</li> <li>・運搬に当たっては、過積載にならないよう適切な量を積み込むよう心がける。</li> </ul>
廃タイヤ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波災害においては、流された自動車や自動車修理工場またはタイヤ販売店等由来のタイヤが大量に発生する。</li> <li>・タイヤはリサイクル専門業者によるリサイクルが進んでいる。</li> <li>・タイヤはその中空構造から嵩張るため、仮置場では十分なスペースを確保しなければならない。</li> <li>・タイヤ及びホイール自体は、非常に性状の安定した製品であり、人体及び環境に対する危険性は低い。しかし、膨大な量が発生する場合、適切な対応が求められる。</li> <li>・一度燃えだすと消化が困難なため、十分な火災防止整備を備えるとともに、たまった水が原因で発生する蚊や悪臭の対策を講じる必要がある。</li> </ul>
家電リサイクル法対象製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電リサイクル法対象製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）については、原則としてリサイクル可能なものは家電リサイクル法ルートでリサイクルを行う。</li> <li>・分別が可能な場合は、災害廃棄物の中から可能な範囲で家電リサイクル法対象品目を分別し、仮置場にて保管する。</li> <li>・破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを自治体が判断し、リサイクルが見込める場合、指定取引場所に搬入する。リサイクルが見込めない場合、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。</li> </ul>
その他の家電製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定される家電製品としては、PC、携帯電話、小型家電に分類されるものがほとんどで、有価物としての処理が望ましい。</li> </ul>
廃自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災自動車の処分には、原則として所有者の意思確認が必要。</li> <li>・自動車リサイクル法に則るため、被災自動車を撤去・移動し、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）へ引き渡すまでの仮置場での保管が主たる業務となる。</li> <li>・電気自動車やハイブリッド車等の高電圧の蓄電池を搭載した車両を取扱う場合には、感電する危険性があるので、運搬に際しても作業員に絶縁防具や保護具（マスク、保護めがね、絶縁手袋等）の着用や高電圧配線を遮断する等、安全性に配慮して作業を行う。</li> </ul>
廃バイク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分には、原則として所有者の意思確認が必要。</li> <li>・ハンドル、車体（フレーム）、ガソリンタンク、エンジン、前後輪が一体となっているものは、二輪車リサイクルシステムを利用することが望ましい。</li> <li>・二輪車リサイクルシステムに則るため、地方公共団体としては被災域から撤去・移動し、所有者又は引取業者（廃棄二輪取扱店、指定引取窓口）へ引き渡すまでの仮置場での保管が主な業務となる。</li> </ul>



表 546-3 災害廃棄物の種類別処理方法(3)

種類	基本的事項
廃船舶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動可能な船舶は、必要に応じ随時、仮置場に移動して差し支えない。</li> <li>・外形上明らかに効用を失った被災船舶は処理可能とする。効用の有無と判断基準は技術資料 1-20-10 を参照のこと。</li> <li>・被災船舶の処理は所有者が行うことが原則であるが、「災害その他の事柄により特に必要となった廃棄物の処理」として被災市町村が処理を行う場合は国庫補助対象となる。</li> <li>・FRP 船の場合は、FRP 船リサイクルシステムの利用も有用である。</li> </ul>
水産廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産廃棄物には、魚体そのものあるいは水産加工品（容器包装されているもの）の主に 2 種類が挙げられる。</li> <li>・公衆衛生の確保を念頭におき、処理・処分を行う際には、まず腐敗物への対応を優先し、町内と往来から速やかに排除、もしくは腐敗を遅らせる措置（石灰散布など）をとる。</li> <li>・緊急度に応じて、し尿処理施設等への投入、焼却、環境水での洗浄、限定的な海洋投棄等の方法を、関連法令に留意し、衛生環境を確保しながら行う。</li> </ul>
農林・畜産廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林・畜産廃棄物は発生量と腐敗の進行具合によっては緊急的な対応が必要となる場合がある。</li> <li>・そのため、優先度に応じて、し尿処理施設等への投入、焼却、埋立等を関係法令に留意し、衛生環境を確保しながら行う。</li> </ul>
津波堆積物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波堆積物は、主成分である砂泥の他に、陸上に存在していた様々なものを巻き込んでいる。そのため、性状や組成が一様ではなく、人の健康や生活環境への影響が懸念されるものが含まれる可能性があり、取扱いには十分注意を払う必要がある。</li> <li>・「東日本大震災津波堆積物処理指針」（平成 23 年 7 月 13 日）の基本的な考え方や留意事項を参考にする。</li> <li>・有機物や泥状物を含む津波堆積物は、腐敗による臭気や乾燥による粉じんが発生する恐れがあるため、迅速な撤去が必要である。撤去が困難な場合は、消石灰等の薬剤を散布・混合する等の応急的対策を講ずる。</li> </ul>
石綿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震または津波により被災した建物等は、解体または撤去前にアスベストの事前調査を行い、飛散性アスベスト（廃石綿等）または非飛散性アスベスト（石綿含有廃棄物）が発見された場合は、災害廃棄物にアスベストが混入しないよう適切に除去を行い、「アスベスト廃棄物」（廃石綿または石綿含有廃棄物）として適正に処分。</li> <li>・廃石綿は原則として仮置場に持ち込まない。</li> <li>・仮置場で災害廃棄物中にアスベストを含む恐れがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。分析方法として、偏光顕微鏡法や可搬型の X 線回析と実体顕微鏡との組合せによる迅速分析は、現場で短時間に定性分析が可能であるため、災害時対応に有用である。</li> <li>・撤去・解体及び仮置場における破碎処理現場周辺作業では、アスベスト暴露防止のために適切なマスクを着用し、散水等を行う。</li> </ul>

出典：災害廃棄物対策指針【技 24-1～24-14】（平成 31 年 4 月 環境省）等を基に作成

再資源化の方法例は次のとおりである。

表 55 再資源化の方法例

災害廃棄物		処理方法（最終処分、リサイクル方法）
可燃物	分別可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋解体廃棄物、畳・家具類は生木、木材等を分別し、塩分除去を行い木材として利用。</li> <li>・塩化ビニル製品はリサイクルが望ましい。</li> </ul>
	分別不可な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱塩・破砕後、焼却し、埋立等適正処理を行う。</li> </ul>
コンクリートがら		<ul style="list-style-type: none"> <li>・40 mm以下に破砕し、路盤材（再生クラッシュラン）、液状化対策材、埋立材として利用。</li> <li>・埋め戻し材・裏込め材（再生クラッシュラン・再生砂）として利用。最大粒径は利用目的に応じて適宜選択し中間処理を行う。</li> <li>・5～25 mmに破砕し、二次破砕を複数回行うことで再生粗骨材Mに利用。</li> </ul>
木くず		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生木等はできるだけ早い段階で分別・保管し、製紙原料として活用。</li> <li>・家屋系廃木材はできるだけ早い段階で分別・保管し、チップ化して各種原料や燃料として活用。</li> </ul>
金属くず		<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価物として売却。</li> </ul>
家電	リサイクル可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機等は指定引取場所に搬入してリサイクルする。</li> </ul>
	リサイクル不可な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。</li> </ul>
自動車		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車リサイクル法に則り、被災域からの撤去・移動、所有者もしくは処理業者引渡しまで一次集積所で保管する。</li> </ul>
廃タイヤ	使用可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現物のまま公園等で活用。</li> <li>・破砕・裁断処理後、タイヤチップ（商品化）し製紙会社、セメント会社等へ売却する。</li> <li>・丸タイヤのままの場合域外にて破砕後、適宜リサイクルする。</li> <li>・有価物として買取業者に引き渡し後域外にて適宜リサイクルする。</li> </ul>
	使用不可な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕後、埋立・焼却を行う。</li> </ul>
木くず混入土砂		<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分を行う。</li> <li>・異物除去・カルシア系改質材添加等による処理により、改質土として有効利用することが可能である。その場合除去した異物や木くずもリサイクルを行うことが可能である。</li> </ul>

出典：災害廃棄物対策指針【技 1-18-1】（平成 30 年 3 月 環境省）

## 6 最終処分

災害廃棄物は仮置場において選別した後、有効利用できないものは、可燃物は焼却処理、不燃物は埋立て処分することになる。

最終処分量を削減できるように仮置場での選別精度の向上に努めるとともに、鳥取県西部広域行政管理組合が委託している民間の最終処分場（環境プラント工業一般廃棄物第2最終処分場）での処理が見込めない場合は、県と協力し、県内の他の一般廃棄物最終処分場及び県外の民間一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物管理型最終処分場等、処理先を確保する必要がある。

## 7 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

有害性・危険性がある廃棄物の多くは、通常でも町の施設で処理ができないため、専門の処理業者やメーカー等による回収・処分が行われている。

このような有害・危険物が地震により流出し、適切な処理が行われずに放置され、適切に分別されず混合状態のまま仮置場に排出されると、環境・健康への長期的影響や災害復旧の障害を起こす恐れがある。

したがって、有害・危険物のうち、通常産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、通常一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報するものとする。

有害・危険物処理フローは、図 21 のとおりである。また、対象とする有害・危険製品の収集・処理方法を表 58 に示す。

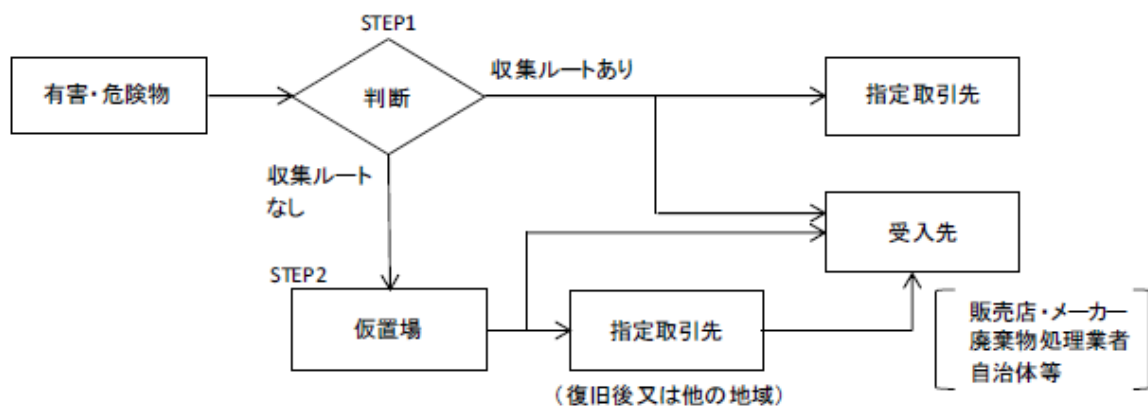


図 19 有害・危険物処理フロー

出典：出典：災害廃棄物対策指針【技 18-1】（平成 31 年 4 月 環境省）

### ○ 収集先の確認

- ・発生物の収集ルートが機能している場合には、各指定引取先または受入先での回収を依頼し、速やかに処理・リサイクルを行う。
- ・発生物の収集ルートが機能していない場合は、仮置場で一時保管し指定引取先の復旧を待つか、他の指定引取先へ転送し、処理・リサイクルを行う。

### ○ 仮置場における保管

- ・回収・処分する場合、平時の機能が回復するまで、適正に保管する。
- ・仮置場を新たな指定引取場所とし、運搬・処理業者と直接やり取りすることで、速やかに処理・リサイクルを行う方法も検討する。

表 56 対象とする有害・危険物の収集処理方法

区分	項目	排出方法	処理方法	
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品でないもの）	購入先や販売店、専門の業者に回収依頼	中和、焼却	
	塗料、ペンキ		焼却	
	廃電池類	小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）	リサイクル協力店（電器店等）のリサイクル BOX 又は公民館に設置している回収 BOX へ	破碎、選別、リサイクル
		ボタン電池	通常収集の「乾電池」として排出 ※ボタン電池回収協力店（家電量販店・補聴器取扱店等）でも無料回収している	
		カーバッテリー	購入先や販売店、専門の業者に回収依頼	破碎、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光管	通常収集の「蛍光管」として排出	破碎、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）	
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入先や販売店、専門の業者に回収依頼	焼却、リサイクル	
	有機溶剤（シンナー等）	購入先や販売店、専門の業者に回収依頼	焼却	
	ガスボンベ	LP ガス事業者又は（一社）LP 協会に回収依頼	再利用、リサイクル	
	カセットボンベ・スプレー缶	使い切ってから排出する場合は、穴を開けて通常収集の「不燃ごみ」として排出	破碎	
	消火器	【問合せ先】（株）消火器リサイクル推進センター	破碎、選別、リサイクル	
廃感染物性	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	通院中の医療機関や入手先の薬局等に回収依頼	焼却・熔融、埋立	

※以下の品目については、該当法令に従い厳重に管理のうえ処理を行う。

アスベスト、PCB 含有廃棄物電気機器、フロンガス封入機器（冷蔵庫、空調機等）

出典：出典：災害廃棄物対策指針【技 24-15】（令和 5 年 1 月 環境省）をもとに作成

(1) その他の処理困難物

その他、町内で発生する可能性のある処理困難物とそれらへの対応方針を表59に整理する。

表 57-1 町内で発生する可能性のある処理困難物とそれらへの対応 (1)

処理困難物	対応方針
① 畳	発酵熱で発火することもあり、湯気の発生が目視できるように人の目線以下の高さで積み上げ、通気性の確保のために隙間をあけて保管する。適度に乾燥して破碎後、焼却またはセメント会社の原燃料等としてリサイクルする。
② 流木・倒木	根茎に多量の土砂が付着する場合や量が多い場合は、災害廃棄物の仮置場に持ち込まずに別途保管する。撤去・運搬・保管については国土交通省の補助金で対応できる場合がある。チップ化して燃料として再生利用する。
③ 石膏ボード	石膏ボードは水に濡れた状態で長時間経つと硫化水素が発生する場合がある。降雨等により水濡れしないように屋根つきの保管場所やブルーシート等で被覆して保管する。硫化水素発生を防ぐために土砂中に長く滞在させない。石綿を含むものは、石綿含有物として適正に処理する。再生石膏粉は土質改良剤等にリサイクルされるが、水濡れの程度によってはリサイクルできないものもある。
④ PCB廃棄物	蛍光灯の安定器やコンデンサには PCB 含有のものがあり、別途分類した上で特別管理産業廃棄物の保管基準に則って保管する。地下浸透や高温を防ぐために、コンクリート土間・屋根付きの倉庫などが望ましい。県や環境省中国地方環境事務所と相談の上、適切に処理を行う。
⑤ 太陽光パネル	仮置場で保管する際は、発電・感電を防ぐためにブルーシートをかけるなどして日光や水濡れを避けるようにし、雨の日には作業しないようにする。メーカーやリース業者が引き取るケースもある。
⑥ 飼料、肥料	飼料や肥料は腐敗性が高いので、迅速に被災現場・仮置場から撤去し、処理する必要がある。堆肥製造業者（堆肥化）やセメント業者（原燃料）が引き取って再生利用されるケースもある。
⑦ ビニールハウス	ビニールハウスの撤去・運搬・集積（仮置場）・処理については、農林水産と環境省の連携事業による補助金の対象になる場合がある。ただし、恒常的な制度ではないので、環境省から発出される事務連絡に留意する。
⑧ 漁具、漁網	漁協と連携して撤去、集積、処理を行う。産廃業者の施設において破碎後、焼却または埋立処分を行う。漁網のおもりには鉛が使われていることが多く、除去する必要がある。鉛はリサイクルする。
⑨ 死亡した獣畜	仮置場で受け入れることはしない。死亡した家畜は厚生労働省「化製場等に関する法律」に基づき、化製場等で適正に処理する。家畜以外の小動物については焼却する。
⑩ 墓石、仏像	仮置場に集積したうえで、（場合によっては供養を行った後）処理する。石製品は破碎後に路盤材等に再生利用する。木製のものは焼却処理または燃料として再生利用する。

表 57-2 町内で発生する可能性のある処理困難物とそれらへの対応 (2)

処理困難物	対応方針
⑪ 稲わら	水に濡れ、土砂が付着したような状態で大量に発生する可能性があり、腐敗性が高いので早期に撤去する必要がある。収集・運搬・保管・処理については農水省と環境省の連携事業において補助金の対象になった事例がある。
⑫ 収穫した米、野菜等	野菜や浸水した米は時間が経つと腐敗するので、早期に撤去、処理する必要がある。米は、セメント業者が引き取って原燃料として再生利用する。野菜は、焼却処理のほかに堆肥化する。撤去から処理に至るまで、農林水産省と環境省の連携事業による補助金の対象になる場合がある。ただし、恒常的な制度ではないので、環境省から発出される事務連絡に留意する
⑬ 腐敗性廃棄物	悪臭、病害虫獣の発生と感染症拡大による公衆衛生面の問題が懸念されるため、被災現場及び仮置場から迅速に撤去する。

⑥⑦⑨⑪⑫のように農家由来のものは、被災者と農協、農協と行政との連携が重要である。また、⑧は同様に漁協との連携が必要である。また、⑬についても水産物や農産物加工品由来のものも想定される。

これらにおける発生源の把握と関係機関の連携について、平時から留意し、具体的な連携先、受入先について検討する。

(2) 有害物質等の保管場所について

化学物質排出移動量届出制度 (PRTR 制度) の情報に基づく、町内の第一種指定化学物質に関する届出事業所数は 8 事業所 (平成 31 年 2 月現在) である。事業所の所在地及びその主たる業種については次のとおりである。

表 58 大山町内の PRTR 制度の届出事業所 (平成 31 年 2 月現在)

主たる業種	届出数	排出量・移動量 (kg)
窯業・土石製品製造業	1	7
燃料小売業	6	847
一般廃棄物処理業 (ごみ処分量に限る。)	1	91
計	8	945

出典：環境省 PRTR インフォメーション広場



## 8 思い出の品等

思い出の品や貴重品については、建物の解体など災害廃棄物の撤去時に取り扱う可能性があることを踏まえ、持ち主の確認方法、回収方法、保管方法、返却方法等の取り扱いのルールを定める必要がある。  
 なお、思い出の品の取り扱いには、次のことに留意するものとする。

- ・がれき撤去等で回収された際に可能な限り集約して別途保管し、閲覧や引渡しの機会を設け、持ち主に戻すようにする。
- ・土や泥が付着している場合は洗浄・乾燥し、発見場所や品目等の情報を整理して保管・管理する。
- ・閲覧・引渡しを実施する際には、広報等で周知し、面会や郵送（本人確認が可能な場合）により持ち主は引渡しを行う。
- ・貴重品については、遺失物法に基づき警察に引渡す。
- ・大規模災害時には、思い出の品等の回収や洗浄等について、ボランティアの協力を得ることをあらかじめ検討しておく。

表 59 思い出の品等の例

思い出の品	写真、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、位牌、手帳、P C、H D D、携帯電話、ビデオ、デジカメ 等
貴重品	財布、通帳、印鑑、金券、商品券、古銭、貴金属 等

出典：鳥取県災害廃棄物処理計画（平成 30 年 4 月 鳥取県）

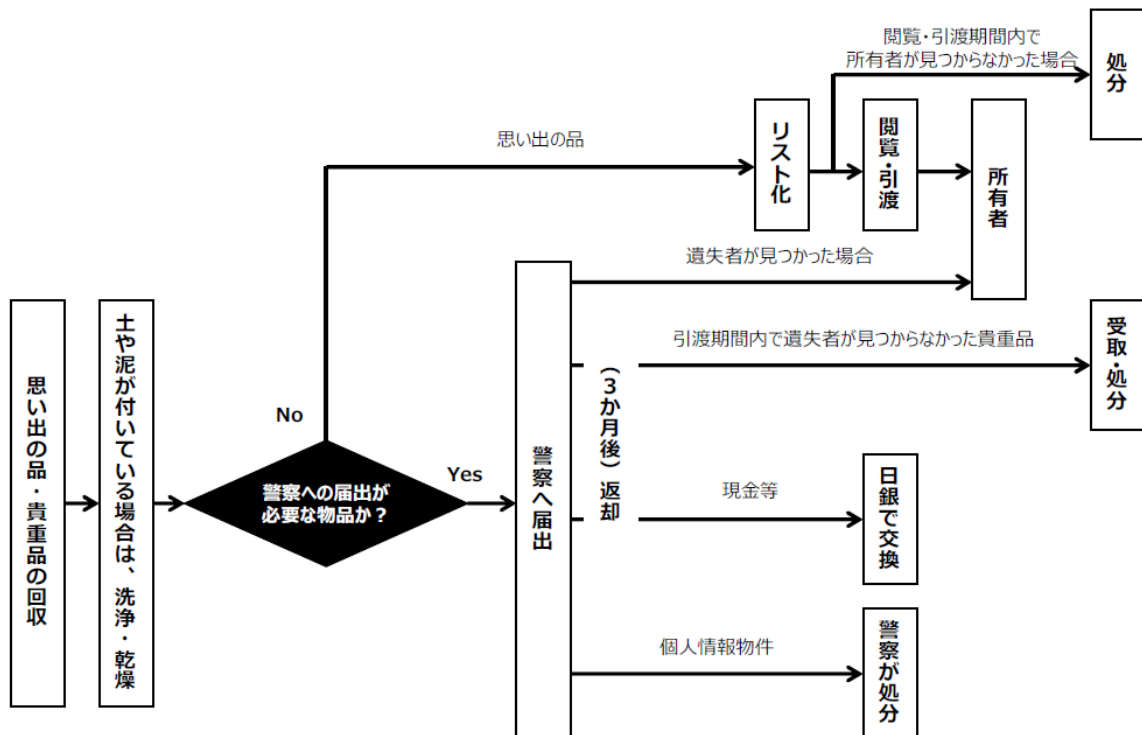


図 20 思い出の品及び貴重品の取扱いフロー

出典：災害廃棄物対策指針【技 31-3】（令和 5 年 1 月 環境省）

## 9 廃棄物処理法の特例制度

非常災害時においては、平時から災害廃棄物と同様の廃棄物を扱っている産業廃棄物処理業者の経験、能力の活用を検討し、既存の施設での対応が困難な場合には、廃棄物処理施設の設置・変更(廃棄物の種類や能力の増強等)も含め、あらゆる手段について検討を行う。その際、許可申請手続きについて、下記の特例措置の適用を検討する。

- ・ 特例措置①  
市町村が、災害廃棄物を処理するために一般廃棄物処理施設(仮設処理施設等)を設置する際の手続きの簡素化に関する特例。
- ・ 特例措置②  
産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの事後届出に関する特例。
- ・ 特例措置③  
民間事業者が、災害廃棄物を処理するために一般廃棄物処理施設(仮設処理施設等)を設置する際の手続きを簡素化に関する特例。

なお、大規模災害の発災時は、被災状況に応じて個別の通知や事務連絡等により、上記以外の緩和措置や特例措置が講じられることもあることから、常に最新の情報を収集できるような体制を整備するとともに、柔軟な対応が必要となることに留意する。

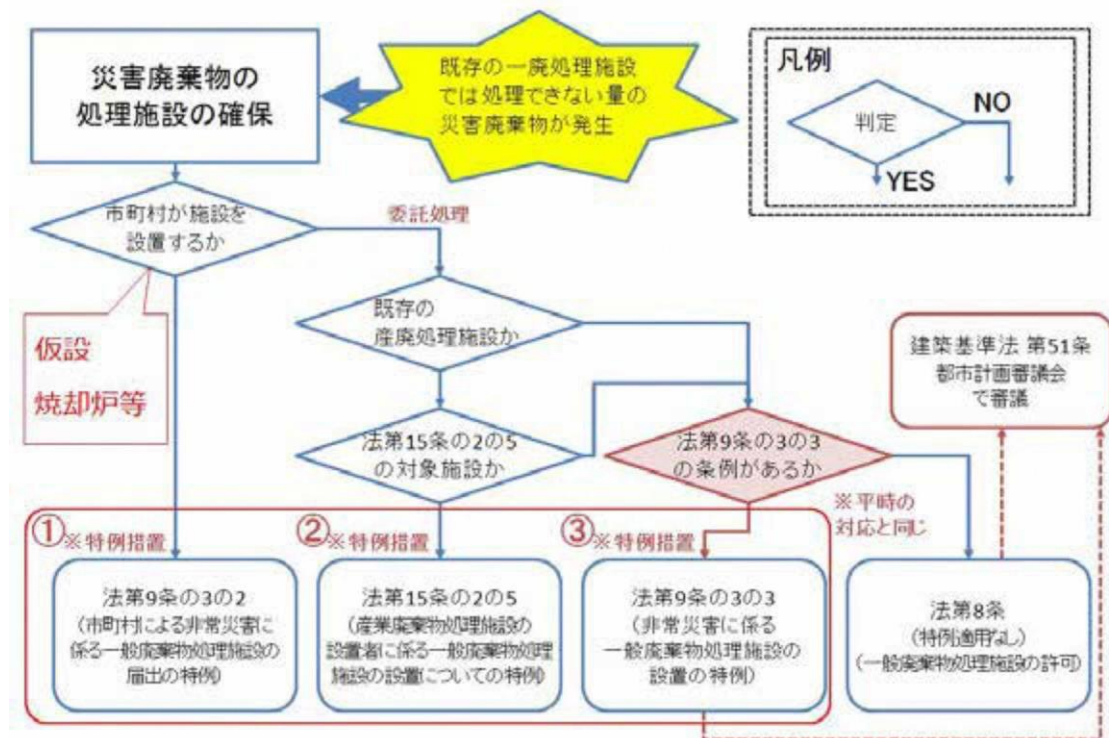


図 21 廃棄物処理法の特例制度

出典：「廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例」(環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室、令和2年3月)

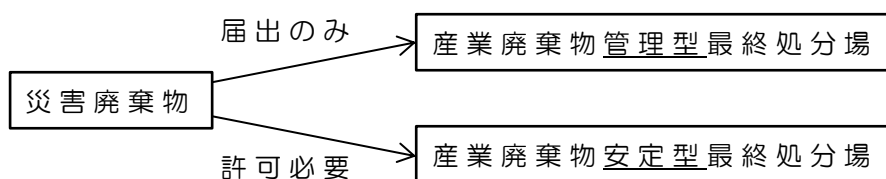


### 一般廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理することについて

廃棄物処理法第15条の2の5の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者が、一般廃棄物のうち産業廃棄物処理施設で処理される産業廃棄物と同様の性状を有するものとして環境省令で定めるものを処理しようとする場合には、都道府県知事に事前に届出をすれば、当該産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設とみなし、一般廃棄物を処理することができることとされている（非常災害時は、処理開始後、遅滞なく届け出れば足りる。）。

廃棄物処理法施行規則第12条の7の16第1項においては、地下水汚染防止等の措置が講じられている一般廃棄物処理施設と同様の性状を有する管理型最終処分場の設置者に限り、上記届出により当該施設を一般廃棄物処理施設とみなすことができるとされている。

そのため、災害廃棄物（一般廃棄物）のうちコンクリートくず等を安定型最終処分場において埋立処分する場合には、通常、一般廃棄物処理施設の設置に関する都道府県知事の許可が必要である。



しかし、過去の災害においては、膨大な量の災害廃棄物の迅速かつ適切な処理のため、特例省令により、安定型最終処分場においても同一性状のものに限り届出で一般廃棄物を処理可能とした例があるため、災害廃棄物が既存の一般廃棄物最終処分場で処分ができない場合は確認が必要である。

## 10 国庫補助金

災害廃棄物の処理には、多額の経費が必要となり、災害廃棄物の種類・量・処理方法により大きく変動する。資金需要のタイミングに合わせた資金調達のため、国の補助事業の活用を含めた資金管理計画が重要となる。

補助対象事業の範囲等の詳細は、災害の発生状況により変更されることがあるため、発災後早期より、県や国と緊密な情報交換を行う。

補助金申請にあたっては、根拠資料の整理など多くの事務作業や申請協議が必要となることに留意しながら活用を図る。

手続きの詳細は、「災害関係業務事務マニュアル（環境省 令和3年2月）」等を参照する。

### （1）災害等廃棄物処理事業費補助金

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する廃棄物の処理に係る費用についての支援制度。

表 60 災害廃棄物処理事業の補助制度

補助対象事業	暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する廃棄物の処理
事業主体	市町村等（一部事務組合、広域連合を含む）
補助率	1/2（地方負担分も大部分は特別交付税措置がある）

(2) 廃棄物処理施設災害復旧費補助金

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業についての支援制度。

表 61 廃棄物処理施設災害復旧事業の補助制度

補助対象事業	災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業 <対象施設> ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場、PCB 廃棄物処理施設 ・浄化槽(市町村整備推進事業)
事業主体	都道府県、市町村(一部事務組合、広域連合、PFI 選定業者を含む)、廃棄物処理センター等
補助率	1/2

(3) 災害廃棄物等処理の記録

発災後、がれき等処理に係る国庫補助金や交付金の申請事務を円滑に進めるため、がれき等処理の実施記録や実績データを収集整理しておく。

表 62 災害廃棄物処理の記録する内容

項目	記録する内容
収集・運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地からの搬出量(搬出先、品目別)</li> <li>仮置場毎の搬入量(品目別)</li> <li>仮置場毎の搬出量(搬出先、品目別)</li> <li>収集・運搬に要した車両台数及び燃料量</li> <li>収集・運搬に係る作業日報(写真含む)</li> </ul>
仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>開設前及び原状復旧後の各仮置場の写真</li> <li>各仮置場の図面(写真含む)</li> <li>各仮置場での1日当たりの搬入出量</li> <li>各仮置場での作業日報(写真含む)</li> <li>民間事業者との契約関係書類</li> </ul>
処理・処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>各廃棄物処理施設への搬入量(搬入元、品目別)</li> <li>各廃棄物処理施設での処理量(処理方法)</li> <li>各廃棄物処理施設からの搬出量(搬出先、品目別)</li> <li>各廃棄物処理施設での作業日報</li> <li>民間事業者との契約関係書類</li> </ul>

## 1 1 緊急時及び復旧・復興時におけるタイムライン

---

図22 災害廃棄物処理に関するタイムライン

		総括責任者	総務	計画	経理	処理	広報（総務）						
		～6時間	～24時間	2～3日	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～3ヶ月	～6ヶ月	～1年	～2年	～3年	
状況	地震の種類、規模 被害状況 (人的被害、建物倒壊数等) 災害廃棄物の発生状況	平時の取組み	揺れや津波による倒壊・損壊家屋の発生 津波堆積物の発生 倒壊家屋や津波堆積物が一部道路を閉塞 避難所の開設	仮設トイレの不足	仮設トイレの不足 余震による倒壊家屋の増加 道路除根除去物の発生 道路上にごみが多量に出される 生活ごみの収集開始 全半壊以外の家屋から片付け開始 事務委託の検討開始	仮設トイレの不足 ガソリン・燃料の不足 道路上にごみが多量に出される 道路上・一次仮置場の臭気・害虫の発生 ボランティアによるごみ出し支援	仮置場の不足 仮置場での臭気・害虫発生 ボランティアによるごみ出し支援	仮置場での火災発生リスク 仮置場からの搬出 ボランティアによるごみ出し支援	生活圏近傍の廃棄物を仮置場へ移動完了 仮設住宅への入居開始 避難所の閉鎖 家屋解体のピーク 二次仮置場での本格処理	本格処理 全ての廃棄物を仮置場へ移動完了	本格処理	処理の収束・完了	
			機関	担当	業務概要								
大山町 (住民課)	指揮調整	体制・方針策定	連絡体制の整備	安否確認、参集、体制の構築	県への事務委託の検討開始 仮置場の人員配置	体制の強化 (土木・建築の技術職や会計事務職等の確保)	処理方針・目標の設定 (処理量、処理フロー、処理期間)	体制の強化・応援人員の要請 国の政策(公費解体等)に関する方針の検討・決定					
			協力・支援調整	人材育成訓練	周辺自治体・県へ災害廃棄物収集支援要請	業者等へ一次仮置場運用・管理業務の協力要請	災害ボランティアセンターへの安全・分別・運搬先等の説明・調整						
			資源管理	仮置場の確保 車両・資機材等の確保 通信管理	一次仮置場の追加確保	二次仮置場の確保							
			予算・契約		仮設トイレ設置・し尿収集・ごみ収集に係る民間関係団体との契約	一次仮置場運用・管理業務委託の見直し	臭気・害虫対策委託	二次仮置場設計・積算 二次仮置場業務委託者の決定	国庫補助関係報告書作成 家電リサイクル業務委託 家電等のフロン回収業務委託	必要書類の整理 (契約書類、帳票類、日報・出勤簿等)	災害査定 (12月締め)	災害査定 (12月締め)	災害査定
	情報取職	情報収集	災害廃棄物処理計画策定	一般廃棄物処理施設の被害状況等の把握	県と連絡・他市町村の被害状況の把握	県へ災害廃棄物発生状況(推計量等)連絡 腐敗性廃棄物、危険・有害物等の状況を把握し県へ連絡 D.Waste-Netなど専門家の支援	危険・有害物等を使用・保管する事業者との情報共有	国庫補助関係情報収集 家屋解体等に関する情報収集					
				計画策定	実行計画策定(処理方針)の検討開始	災害廃棄物発生量の推計 仮置場必要面積の推計	処理フローの検討・作成	実行計画の策定・公表			処理実績に基づく発生量見直し・実行計画改定	記録整理	
				広報対応	相談窓口の設置	マスコミ対応					環境モニタリング結果の公表	処理進捗状況の公表 視察の受入	
	事案処理	収集・運搬	仕様書、設計書ひな型作成	調整済みの一次仮置場の開設に向けた準備 (資機材や分別配置マップ等)	災害廃棄物収集の直営部隊、収集業者、支援者と収集箇所・ルート等の打合せ	一次仮置場の開設(分別徹底・生活環境保全・安全確保) 不足分の仮置場の選定	仮置場搬入車両渋滞への対応	一次仮置場不足の場合に設置	柱角材、金属くず、コンクリートからの搬出・再資源化	解体廃棄物の搬入増加・搬出促進 一次仮置場の順次閉鎖	解体廃棄物の搬入増加・搬出促進	一次仮置場の閉鎖・現状回復	
				二次仮置場(事務委託)	二次仮置場の検討開始	県資源循環協会と処理方法、施設・設備、県外業者の活用について打合せ	二次仮置場必要面積・場所の決定			二次仮置場の設計・設置・運営業務の委託先の選考、発注	二次仮置場の開設(分別・破碎・選別・生活環境保全・安全確保) 不足分の仮置場の選定	二次仮置場の設計・設置・運営業務の委託先の選考、発注	二次仮置場の閉鎖・現状回復
		中間処理		協定の拡充・具体化	県内関係事業者協会等への協力要請 (資源循環協会、建設業協会)	処理困難物の処理ルートの確保	処理先(産廃処理業者等)の検討・確保			優先的に処理する廃棄物の広域処理の実施			災害廃棄物処理の完了
		最終処分		処分場被害状況の確認・補修・報告	処分場残容量の確認		最終処分必要量の検討・処分場の確保						
		処理困難な廃棄物			腐敗性・危険・有害廃棄物の情報収集	専門業者との打合せ、優先的な回収	専門業者との打合せ・引き渡し						
		環境保全			臭気・害虫発生調査、対策の実施	収集運搬車両や一次仮置場での廃棄物の飛散・流出の確認 仮置場可燃物の温度・CO濃度の管理				二次仮置場の環境モニタリングの開始			
		一般廃棄物焼却施設		施設の防災対策BCP等策定	被害状況の確認・補修・報告	周辺自治体施設への受入れ要請	生活ごみの受入れ	仮設焼却炉の設置及び休止中の既存焼却施設の再稼働を検討					
		し尿処理施設			し尿処理施設被害状況の確認・補修・報告	周辺自治体施設への受入れ要請 下水道への受入れ要請	し尿の受入れ						
家屋の解体撤去					緊急解体家屋からのし尿・浄化槽汚泥の収集要望集約	緊急解体家屋等の撤去			解体業者との打合せ	家屋解体申請の受付	解体家屋等の本格的な運搬		
生活ごみ 避難所ごみ		災害時の分別方法		生活ごみの分別、置き場、収集日等の変更内容の市民への広報	避難所設置状況の把握	避難所ごみの収集開始			通常のごみ収集体制復旧				
し尿		仮設トイレ必要数の把握 協定等の締結		仮設トイレの調達・設置	し尿収集の直営部隊、し尿収集業者、支援者と収集箇所・ルート等の打合せ	仮設トイレのし尿の収集開始 収集支援自治体との打合せ	仮設トイレの追加調達・設置		仮設トイレの返却・撤去		仮設住宅の浄化槽汚泥収集・処理開始		
広報	住民への広報	問合せ窓口の設置 広報の準備 (分別・収集方法、仮置場設置・搬入)	分別・収集方法の広報 仮置場設置・搬入の広報 持込禁止物・有害物・危険物等への注意喚起	仮設トイレの衛生管理・適正使用の広報	問合せ内容等の集約・庁内共有・対応改善 追加する仮置場周辺住民への説明		新たに設置した仮置場に関する広報	家屋解体等に関する受付コールセンターの設置					
(他部局)	災害対策本部 (総務課)		情報収集(建物被害状況の把握、避難所・避難者数の把握、停電・断水・下水道等のライフラインの被害状況等の把握、道路・橋梁の被害状況等の把握)										
	建設部局		情報収集(道路・橋梁、下水道、建物等の被害状況等の把握)	土木・建築等の知識を有する職員 の要請 (仮置場の設置・運用に係る積算)		罹災証明交付手続き・解体手続きの確認	土木・建築等の知識を有する職員 の要請 (解体工事発注等)						